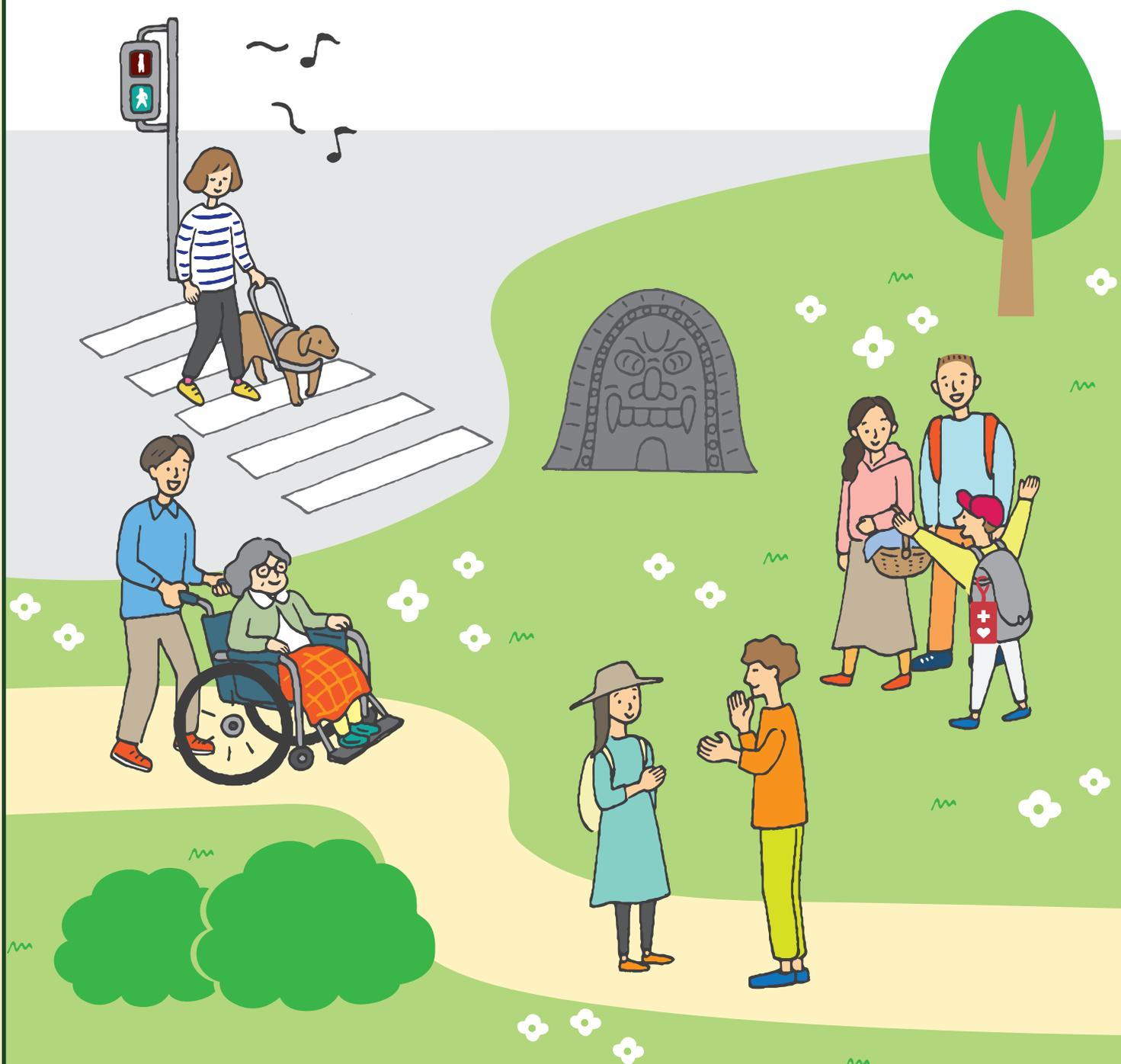


障がいのある人もない人も、
その人らしく安心して生活できる 地域共生のまちづくり

高浜市障がい者福祉計画（第5次）



令和3（2021）年3月
高浜市

高浜市障がい者福祉計画（第5次）

令和3（2021）年3月

目 次

I	計画の策定にあたって	
1	計画策定の背景・趣旨	1
2	計画の性格	3
3	計画の期間	4
4	計画の策定体制とニーズの把握	4
II	高浜市の障がいのある人の現状	
1	人口の推移	6
2	障がいのある人の状況	7
3	障がいのある児童・生徒の就学状況	13
III	第4次計画の評価と課題	
1	第4次計画の評価	14
2	第4次計画の評価からわかる課題について	20
IV	基本的な枠組み	
1	基本理念	21
2	基本方針	22
3	施策の体系	24
V	基本計画	
1	地域における安全・安心の確保と地域共生社会の実現〈地域〉	25
2	生涯を通じた切れ目のない支援の充実〈障がいのある人本人〉	37
3	本人を取り巻く体制支援の充実〈支援者〉	52
VI	計画の推進	
1	計画の推進体制	64
2	計画の進行管理	65

VII 資料

1 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会	66
2 計画の策定経緯	69
3 用語解説	71

I 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

(1) 計画策定の趣旨

本市では、平成 26（2014）年度に策定した「高浜市障がい者福祉計画」（以下、「第 4 次計画」といいます。）に基づき、その基本理念である「障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」のもと、地域共生社会の実現に向けてさまざまな取組を進めてきました。

また、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」といいます。）に基づく「障害福祉計画」と児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を策定し、第 4 次計画と一体となって障害福祉サービス等の充実を図ってきました。

第 4 次計画では、〈地域〉〈障がいのある人本人〉〈支援者〉を支援することを基本方針として、「いきいき広場」を中心とした連携体制の強化を図ってきました。

一方、引きこもりの長期化などにより、本人と親が高齢化し、支援につながらないまま孤立してしまう「8050 問題」への対応、発達が気になる子どもへの支援体制の充実、就労における農福連携など他分野との連携など、今後の課題も残されています。

令和 2（2020）年度に第 4 次計画及び「高浜市第 5 期障がい福祉計画・第 1 期障がい児福祉計画」が最終年度を迎えることから、計画の評価と課題の把握を行うとともに、新たな課題について検討し、両計画の見直しを行いました。

(2) 障がい者施策をめぐる動向

平成 18（2006）年、国連において「障害者の権利に関する条約〔Convention on the Rights of Persons with Disabilities〕」（以下「障害者権利条約」といいます。）が採択され、わが国も平成 19（2007）年に署名しました。これを受け、「障害者基本法」の改正、「障害者自立支援法」から「障害者総合支援法」への改正、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」といいます）の制定など国内法の整備が進められ、わが国は平成 26（2014）年 1

月に障害者権利条約を批准しました。

その後も、平成 26（2014）年 5 月に医療費助成の対象を拡大する「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病医療法」といいます。）の制定と児童福祉法の改正が行われ、平成 27（2015）年 1 月から新たな難病医療費助成制度が実施され、障害者総合支援法の対象疾病も拡大されました。

さらに、平成 28（2016）年 4 月の障害者差別解消法の施行、同年 5 月の成年後見制度利用促進法の施行、障害者部会の「障害者総合支援法施行 3 年後の見直しについて」を踏まえた障害者総合支援法および児童福祉法の改正法の公布が行われています。この改正に基づき、市町村に「障害児福祉計画」の策定が義務付けされました。

また、国の障害者政策委員会において、「障害者基本計画（第 4 次）」（計画期間：平成 30（2018）年度から令和 4（2022）年度）について、障害者権利条約の批准、障害者差別解消法の施行、さらには東京パラリンピックの開催決定、平成 28（2016）年の障害者支援施設での殺傷事件等を背景として、基本的な考え方、分野ごとの障がい者施策の基本的な方向等が審議され、平成 30（2018）年 3 月に閣議決定されました。

(3) 愛知県の動向

愛知県は、平成 5（1993）年に障がい者福祉を含めた総合福祉計画として「あいち 8 か年福祉戦略（愛フルプラン）」（平成 5（1993）～12（2000）年度）を策定し、県民福祉の増進を県政の最重要課題として取り組んできました。また、平成 12（2000）年度には、21 世紀初頭のあいちの福祉を展望した「21 世紀あいち福祉ビジョン」（平成 13（2001）～22（2010）年度）を策定するとともに、実施計画を策定して各種施策を推進してきました。

平成 23（2011）年には、「あいち健康福祉ビジョン」（平成 23（2011）～27（2015）年度）を策定し、保健・医療・福祉を一体的に取り組むことと地域における支え合いを推進してきました。さらに、平成 28（2016）年には、人口構造の変化を背景に多様化・複雑化するニーズに対応するため「あいち健康福祉ビジョン 2020」（平成 28（2016）年度～令和 2（2020）年度）を策定しました。

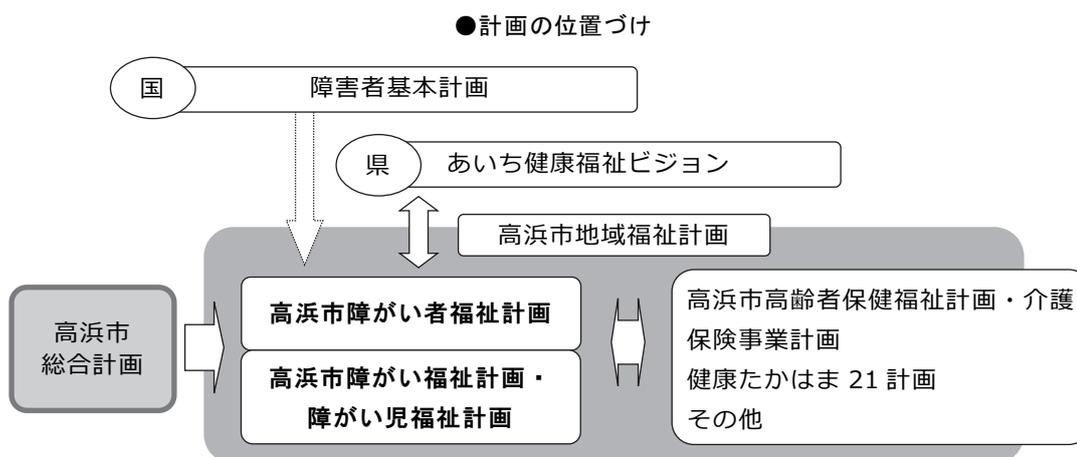
2 計画の性格

(1) 計画の位置づけ

本計画は、障害者基本法第11条に規定する市町村障害者計画であり、国の「障害者基本計画」および愛知県の「あいち健康福祉ビジョン」を基本とし、「高浜市総合計画」（以下「総合計画」という。）の障がい者福祉の分野の目標を具体化するための計画として位置づけられます。

また、「高浜市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」をはじめ、「高浜市地域福祉計画」、「高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「健康たかはま21計画」等関連計画との整合性を図り策定しました。

なお、「高浜市第6期障がい福祉計画・第2期障がい児福祉計画」において、令和3（2021）年度から令和5（2023）年度における必要な障害福祉サービスおよび障害児通所支援・相談支援の見込量やその確保策を見込みました。



(2) 計画の対象

- ① 本計画が対象とする障がいのある人とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人、精神障がいのある人（発達障がいのある人を含む）および難病患者その他の心身の機能の障がいがある人であって、障がいおよび社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある人をいいます。
- ② 本計画の対象地域は高浜市ですが、愛知県が設定している障害保健福祉圏域（西三河南部西圏域）に属する市（碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市）とも連携をしながら推進します。

3 計画の期間

この計画の期間は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度の6年間です。ただし、国の動向などを踏まえ必要に応じて見直しを行います。

<計画の期間>

年 度	平30 (2018)	令元 (2019)	令2 (2020)	令3 (2021)	令4 (2022)	令5 (2023)	令6 (2024)	令7 (2025)	令8 (2026)
高浜市障がい者 福祉計画			→ 第4次 見直し	→ 第5次					→ 見直し
高浜市 障がい福祉計画・ 障がい児福祉計 画			→ 第5期（第1期） 見直し	→ 第6期（第2期） 見直し		→ 第7期（第3期）		→ 見直し	

4 計画の策定体制とニーズの把握

(1) 策定体制

障がいのある人に関する施策を推進するためには、幅広い関係者の協力を得て、本市の実情に応じた計画を策定する必要があります。このため、保健・医療・福祉の各分野の関係者をはじめ市民、学識経験者など幅広い関係者の参画による「高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会」（以下「障害者施策審議会」という。）を本計画の審議機関として審議しました。

また、計画案の作成にあたっては、「高浜市障害者地域自立支援協議会」（以下「地域自立支援協議会」という。）で内容を検討しました。

(2) アンケートの実施

障がいのある人とその家族の意見やニーズを把握し計画に反映していくため、身体障害者手帳、療育手帳および精神障害者保健福祉手帳の所持者を対象としたアンケートを実施しました。

●調査の方法

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童
調査対象者	在宅の18歳以上の身体障害者手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の療育手帳所持者 全数	在宅の18歳以上の精神障害者保健福祉手帳所持者 全数	在宅の18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳所持児童 全数
調査票の配布・回収	郵送配布・郵送回収			
調査基準日	令和元年10月1日			
調査期間	令和元年10月18日～11月8日			

(注) 障害者手帳を2種類以上所持している人には、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の順位で該当調査票を送付しました。

●回収結果

区 分	身体障がいのある人	知的障がいのある人	精神障がいのある人	障がいのある児童	合 計
配 布 数	1,168	227	324	139	1,858
回 収 数	562	112	145	58	877
有効回答数	557	110	140	58	865
有効回答率	47.7%	48.5%	43.2%	41.7%	46.6%

(3) ヒアリング調査の実施

計画の具体的な施策検討の資料とすることを目的に、障がいのある人やその家族で組織する関係団体、事業所、学校などを対象にヒアリングシートを用いて記述式の調査を実施しました。

Ⅱ 高浜市の障がいのある人の現状

1 人口の推移

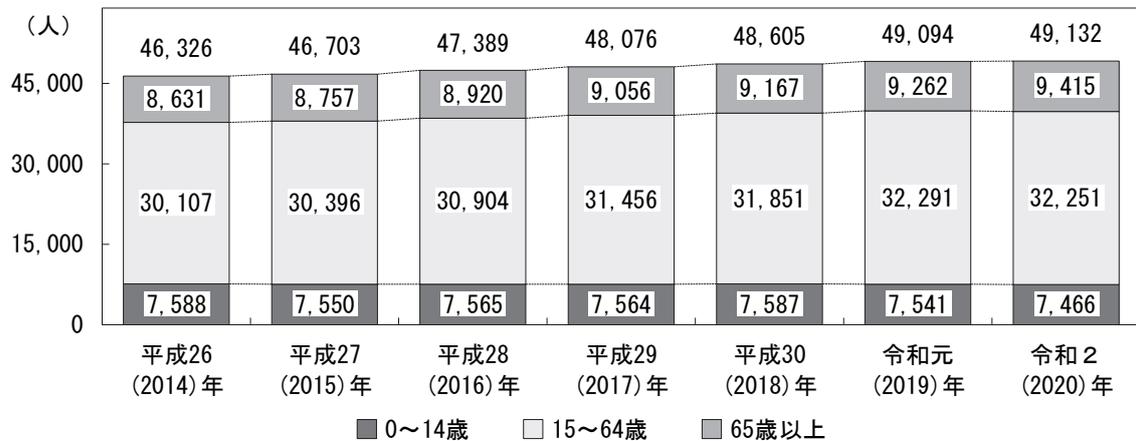
住民基本台帳によると、本市の総人口は令和2（2020）年11月30日現在、49,132人です。

これまでの推移をみると、平成26（2014）年から6年間で緩やかに増加し、約2,800人、6.1%増加しています。

年齢3区分別にみると、0～14歳の年少人口は、ほぼ横ばいに推移しているのに対し、15～64歳の生産年齢人口および65歳以上の高齢者人口は緩やかに増加しています（図表1）。

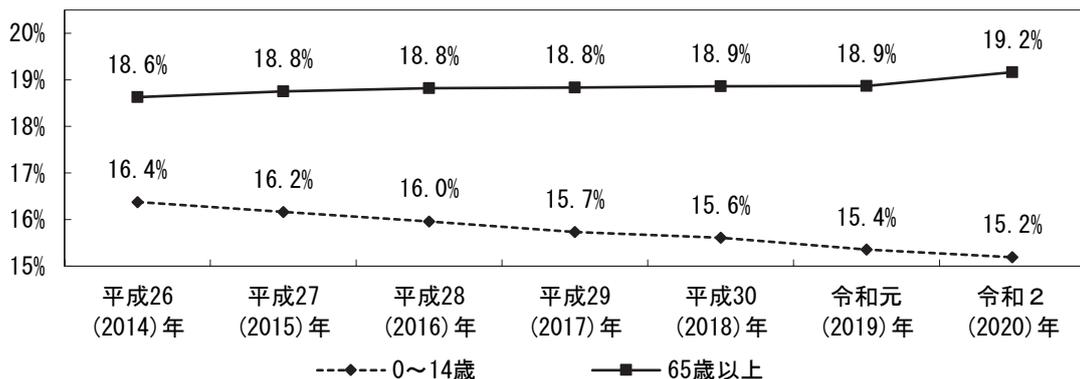
平成26（2014）年以降の高齢者人口と年少人口の構成比の推移をみると、高齢者人口は緩やかに上昇しているのに対し、年少人口は低下傾向にあります（図表2）。

図表1 人口の推移



資料：各年11月30日現在の住民基本台帳

図表2 高齢者人口と年少人口の構成比の推移



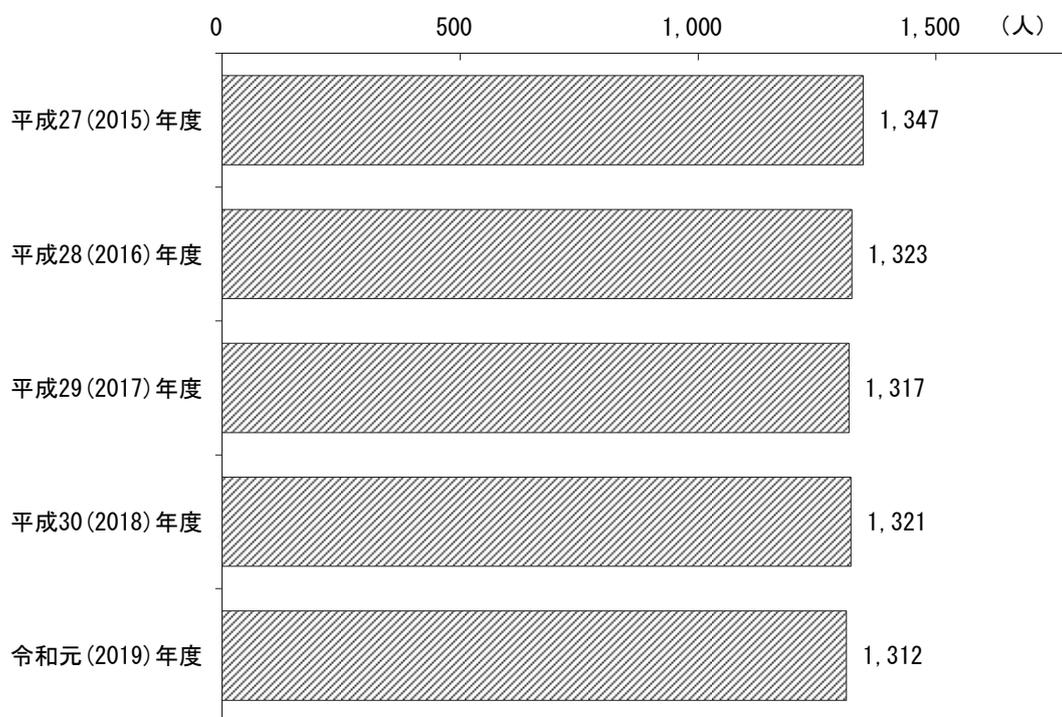
2 障がいのある人の状況

(1) 身体障がいのある人（身体障害者手帳所持者）

令和元（2019）年度末現在、本市の身体障害者手帳所持者は1,312人となっています。平成27（2015）年度以降の推移をみると、やや減少傾向にありますが、大きな変化はみられません（図表3）。

平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の間、全体としては35人減少していますが、障がい等級別に推移をみると、3級は12人増加しています（図表4）。

図表3 身体障害者手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表4 等級別にみた身体障害者数の推移

単位：人

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
平成 27(2015)年度	379	219	306	303	65	75	1,347
平成 28(2016)年度	373	211	306	295	68	70	1,323
平成 29(2017)年度	381	207	312	287	64	66	1,317
平成 30(2018)年度	374	211	320	286	64	66	1,321
令和元(2019)年度	377	205	318	274	65	73	1,312
	28.7%	15.6%	24.2%	20.9%	5.0%	5.6%	100.0%

(各年度末現在)

身体障がいの種類別に推移をみると、下肢、上肢、体幹障がいなどの肢体不自由および内部障害を除く身体障がいの種類がやや増加しています（図表5）。

図表5 身体障がいの種類別にみた身体障害者手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	視覚障がい	聴覚・平衡 機能障がい	音声・言語・ そしゃく機 能障がい	肢体不自由	内部障がい	合 計
平成 27(2015)年度	75	121	11	727	413	1,347
平成 28(2016)年度	71	114	14	712	412	1,323
平成 29(2017)年度	75	114	14	706	408	1,317
平成 30(2018)年度	76	123	15	697	410	1,321
令和元(2019)年度	79	125	13	683	412	1,312
	6.0%	9.5%	1.0%	52.1%	31.4%	100.0%

（各年度末現在）

図表6 年齢別身体障害者手帳所持者数

単位：人

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
平成 27(2015)年度	38	423	886	1,347
平成 28(2016)年度	34	413	876	1,323
平成 29(2017)年度	34	411	872	1,317
平成 30(2018)年度	36	415	870	1,321
令和元(2019)年度	35	422	855	1,312
	2.7%	32.2%	65.2%	100.0%

（各年度末現在）

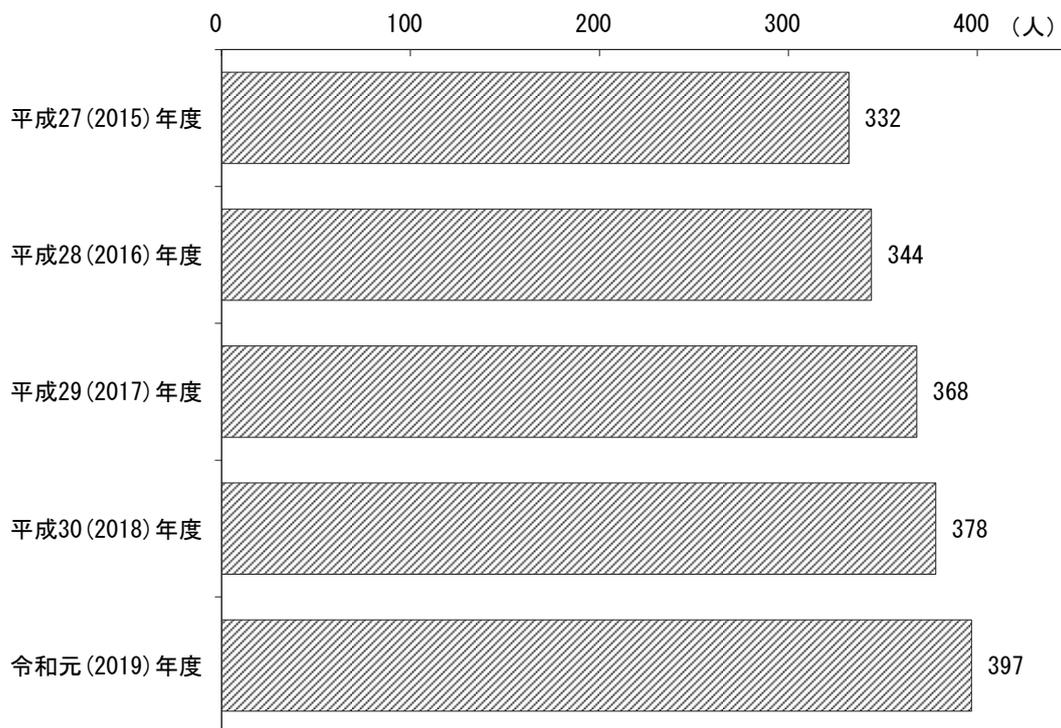
(2) 知的障がいのある人（療育手帳所持者）

令和元（2019）年度末現在、本市の療育手帳所持者は397人となっています。

平成27（2015）年度以降の推移をみると、毎年度増加しています（図表7）。

障がいの程度別に推移をみると、いずれの等級も年々増加しており、令和元（2019）年度末現在、重度（A判定）が141人（35.5%）、中度（B判定）が118人（29.7%）、軽度（C判定）が138人（34.8%）となっています（図表8）。

図表7 療育手帳所持者数の推移



（各年度末現在）

図表8 障がいの程度別にみた療育手帳所持者数の推移

単位：人

区分	重度（A判定）	中度（B判定）	軽度（C判定）	合計
平成 27(2015)年度	127	97	108	332
平成 28(2016)年度	129	100	115	344
平成 29(2017)年度	135	110	123	368
平成 30(2018)年度	138	111	129	378
令和元(2019)年度	141	118	138	397
	35.5%	29.7%	34.8%	100.0%

（各年度末現在）

図表9 年齢別療育手帳所持者数

単位：人

区 分	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合 計
平成 27(2015)年度	95	218	19	332
平成 28(2016)年度	99	224	21	344
平成 29(2017)年度	112	234	22	368
平成 30(2018)年度	113	245	20	378
令和元(2019)年度	127	250	20	397
	32.0%	63.0%	5.0%	100.0%

(各年度末現在)

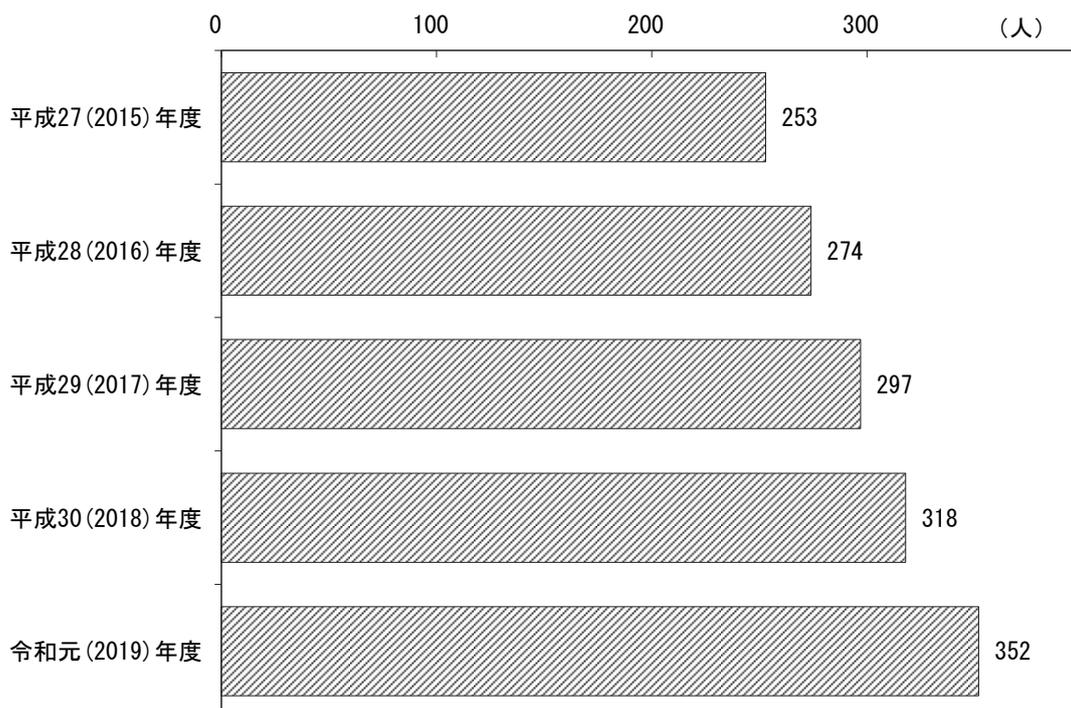
(3) 精神障がいのある人（精神障害者保健福祉手帳所持者）

令和元（2019）年度末現在、本市の精神障害者保健福祉手帳所持者は352人となっています。平成27（2015）年度以降の推移をみると、毎年度増加しています（図表10）。

等級別に推移をみるといずれの等級も年々増加しており、特に2級（65人の増加）の増加が目立ちます（図表11）。

年齢別の所持者数をみると、18～64歳の働き盛り世代は年々増加しており、平成27（2015）年度から令和元（2019）年度の5年間で92人増えています（図表12）。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



(各年度末現在)

図表 11 障がい等級別にみた精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

単位：人

区 分	1 級	2 級	3 級	合 計
平成 27(2015)年度	22	166	65	253
平成 28(2016)年度	24	182	68	274
平成 29(2017)年度	25	201	71	297
平成 30(2018)年度	27	217	74	318
令和元(2019)年度	27	231	94	352
	7.7%	65.6%	26.7%	100.0%

(各年度末現在)

図表 12 年齢別精神障害者保健福祉手帳所持者数

単位：人

区 分	18 歳未満	18～64 歳	65 歳以上	合 計
平成 27(2015)年度	4	205	44	253
平成 28(2016)年度	4	227	43	274
平成 29(2017)年度	6	243	48	297
平成 30(2018)年度	8	265	45	318
令和元(2019)年度	8	297	47	352
	2.3%	84.4%	13.4%	100.0%

(各年度末現在)

精神障害者保健福祉手帳を所持していなくても、自立支援医療（精神通院）を受けている人もあり、令和元（2019）年度末現在の自立支援医療（精神通院）の受給者数は730人と多くなってきています。

(4) 発達障がいのある人

平成23（2011）年の障害者基本法の一部改正により、発達障がいは精神障がいに含まれました。発達障害者支援法（平成16年法律第167号）においては、「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群（自閉症スペクトラム障害）その他の広汎性発達障害、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発症するものとして政令で定めるものとされています。

平成24（2012）年2～3月に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する発達障害の可能性のある特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」（平成24（2012）年12月公表）によると、知的発達に遅れはないものの学習面又は行動面で著しい困難を示すとされた児童生徒の割合は6.5%であるという結果が報告されました。しかし、発達障がいを対象とした手帳の交付制度がないため、正確な人数は把握できていない状況です。

(5) 難病患者等

平成25（2013）年4月から、障害者総合支援法に定める障がい児・者の対象に、難病患者等が加わり、障害福祉サービス、相談支援等の対象となりました。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24（2012）年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）とされていましたが、平成27（2015）年1月から151疾病に拡大されました。その後も範囲の拡大は続き、令和元（2019）年7月現在、361疾病が障害者総合支援法における難病等の範囲となっています。

3 障がいのある児童・生徒の就学状況

(1) 特別支援学級の状況

市内の特別支援学級に通う障がいのある18歳未満の子どもの数は、令和2（2020）年4月現在で111人です。そのうち、小学校の特別支援学級に通う児童が75人、中学校の特別支援学級に通う生徒が36人となっています（図表13）。

図表 13 市内の特別支援学級の在籍者数 単位：人

区 分	小学校	中学校	合 計
学 校 数	5	2	7
在 籍 者 数	75	36	111

資料：市教育委員会（令和2（2020）年4月現在）

(2) 特別支援学校等の状況

市内に特別支援学校はありません。市外の特別支援学校や盲学校に通う障がいのある18歳未満の子どもの数は、令和2（2020）年4月現在で46人です。そのうち、高等部に在籍する生徒が25人で最も多くなっています（図表14）。

図表 14 特別支援学校等の在籍者数 単位：人

区 分	小学部	中学部	高等部	合 計
在 籍 者 数	13	8	25	46

資料：市教育委員会（令和2（2020）年4月現在）

Ⅲ 第4次計画の評価と課題

第4次計画では、「障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり」を理念として掲げ、「住み慣れた地域での暮らしの確保」「本人の生活を支援する体制の充実」「本人を支える人達への支援体制の構築」の3つの基本方針のもと、〈地域〉〈障がいのある人本人〉〈支援者〉への支援を図ることを目指し、さまざまな取組を推進してきました。

第5次計画の策定にあたり、第4次計画の3つの基本方針に基づく取組について、アンケート結果や施策の進捗状況をもとに評価し、課題を整理しました。

【評価表記】 A：順調 B：概ね順調 C：努力が必要

1 第4次計画の評価

(1) 「基本方針1 住み慣れた地域での暮らしの確保」について

1-1 災害時の安全の確保		評価：B
項 目	○障がいのある人が安全・安心に過ごせる福祉避難所の機能の確立 ○避難行動要支援者の個別計画の作成	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉避難所の協力依頼・協定締結した ・避難行動要支援者名簿を作成した ・民生委員に名簿の提出を依頼し、各まちづくり協議会、町内会へ配布した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時に困ることについて、「避難所がわからない」が平成26（2014）年調査に比べ低下している 	

1-2 民間活力の導入による施設等の整備		評価：B
項 目	○地域における生活の場の整備支援（グループホーム等） ○障がい児への医療的なケアを伴う通所サービス等の整備促進	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・地域自立支援協議会に地域生活支援拠点部会を設置し検討を開始した ・医療的ケア児コーディネーターを配置した ・障がい者相談支援事業所が市内に2ヶ所になった 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する将来の住まい方について、「自宅で家族と共に暮らしたい」が高い。知的障がいのある人ではグループホームも比較的高い ・地域で生活するために必要な支援について、「相談対応等の充実」が平成26（2014）年調査に比べ上昇している 	

1-3 住民と交流できる新たな居場所・活動機会の創設		評価：A
項 目	<ul style="list-style-type: none"> ○公共施設や事業所等既存施設を活かした居場所づくり ○地域による居場所の活用・運営 ○「ポッチャ」や「ぶれジョブ」を通じた地域交流の推進 ○余暇活動を通じた地域交流の促進 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・「たかはまポッチャ大会」の開催を通じ、障がいの有無に関わらず市民同士の交流を図ることができた ・地域自立支援協議会に人材部会および地域支援部会を再編した人財部会を設置し居場所づくりの検討を行った 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活動等への参加状況をみると、＜参加している＞は、身体障がいのある人が14.5%、知的障がいのある人が20.0%、精神障がいのある人が13.5%、障がいのある児童が27.6%となっており、精神障がいのある人が低い ・「ポッチャ」をくやったことがある＞は身体障がいのある人が9.1%、精神障がいのある人が5.0%だが、知的障がいのある人は41.8%、障がいのある児童は63.8%と高い 	

1-4 「障がい」および「障がいのある人」に対する地域住民の理解の促進		評価：A
項 目	<ul style="list-style-type: none"> ○地域イベントへの参加促進 ○ざっくばらんなカフェ等を活用した周知 ○まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援 ○障がいを理由とする差別の解消の推進 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・いきいき広場で実施したわくわくフェスティバルに市内事業所等が参加 ・ポッチャ大会や福祉実践教室を実施し、障がいの理解につながった ・地域自立支援協議会が実施した防災に関する勉強会等において、障がいのある人について市民が理解する場を提供した ・市新規採用職員向け研修会において差別解消の推進に関する「市職員対応要領」を作成、説明し、知識と理解が深まった 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいのある人の差別経験は平成26年（2014）調査に比べ低下しており、市民の理解が進んできていることがわかる 	

(2) 「基本方針2 本人の生活を支援する体制の充実」について

2-1 たかはま版地域包括ケアシステムの構築		評価：B
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○包括的（まるごと）相談支援体制の推進 ○相談支援員の資質向上体制の確保 ○多職種連携による地域ケア会議の強化 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉まるごと相談グループを中心に保健・福祉・医療の連携体制を確立した ・研修会、勉強会を実施し相談支援員の資質向上を図った ・事業者内における事例検討を実施した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で安心して暮らしていくために重要な支援として、「いつでも相談できる窓口」「地域で切れ目のない支援が行われる体制整備」「専門的な対応ができる人材の確保」等が高い 	

2-2 継続・持続可能なサービス提供		評価：A
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○サービス提供事業所新規開設支援 ○市単独事業の見直し 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜市障害者扶助料を見直した ・事業所の開設を検討している法人に対し、随時、ニーズ等に係る情報提供を行い、開設に向けた支援を行った 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で暮らしていく上で、今後充実するといいい障がい福祉サービスについてみると、身体障がいのある人は「居宅介護（ホームヘルプ）」、知的障がいのある人は「短期入所（ショートステイ）」、障がいのある児童は「共同生活援助（グループホーム）」、精神障がいのある人は「就労継続支援」がそれぞれ最も高い 	

2-3 ライフステージに応じた支援の充実		評価：A
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフステージに応じた健康づくりの推進 ○こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実 ○ライフステージごとの情報管理の明確化と継続支援の充実 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・こども発達センター会議を開催し、就学時、進学時、卒業時などで支援が途切れることのないよう、定期的なチェックを行った ・こども発達センター会議において「支援者向け発達支援ガイド」を作成し、研修会を実施した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜市においてこの数年で進んだと思われる取組をみると、障がいのある児童では「障がいを早期に発見し、適切な療育を受けられるようにすること」が最も高い ・地域で安心して暮らしていくために重要な支援として、「いつでも相談できる窓口」「地域で切れ目のない支援が行われる体制整備」「専門的な対応ができる人材の確保」等が高い [再掲] 	

2-4 就労・定着支援		評価：B
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○農業と福祉の連携（農福連携）による障がいのある人の就農の推進 ○障がい者就労施設等からの物品等の優先調達 ○多様なニーズに対応した就労支援 ○就労支援会議の充実 ○定着支援の強化 ○企業等で働ける人の掘り起こし 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者支援センターの就労担当が積極的に就労支援に関わり、平成27（2015）年度～令和元（2019）年度までに延27名の就職につなげた ・障がい者支援センターの就労担当が平成27（2015）年度～令和元（2019）年度までに延100名の定着支援に関わった ・チャレンジ雇用を平成27（2015）年度～令和元（2019）年度までに4名実施した ・優先調達は着実に実績を上げている ・「農業と福祉の連携をみんなで一緒に考える講演会」を開催した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の日中の過ごし方として、「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」という回答が高かったのは精神障がいのある人で、具体的な過ごし方としては「正職員として働きたい」が高い ・高浜市においてこの数年で進んだと思われる取組をみると、精神障がいのある人では「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」が最も高い 	

2-5 権利擁護の充実		評価：B
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○権利擁護支援センターの充実 ○虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護支援センターの主催で「成年後見制度の理解を深める会」を開催した ・虐待と疑われる事案について、市、障がい者支援センター等と連携して対応することができた 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度の利用意向は、身体障がいのある人が5.7%、知的障がいのある人が19.4%、精神障がいのある人が11.7%、障がいのある児童が26.8% 	

(3) 「基本方針3 本人を支える人達への支援体制の構築」について

3-1 教育機関との連携		評価：B
項目	○教育機関と関係機関とのネットワーク構築 ○早期職場体験の実施	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 子どもと保護者の団体と連携し、仕事体験を実施した こども発達センター会議や子ども発達検討会を活用し、ネットワークを構築した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 希望する学習形態は、「特別支援学校で勉強したい」が30%以上を占め、「居住地域の学校の「通常の学級」で勉強したい」は15%未満 今後、重点的に進めるべき施策としては、障がいのある児童では「障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること」が最も高い 	

3-2 老障世帯等への包括的家族支援の推進		評価：A
項目	○支援調整会議の活用	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 支援調整会議を開催し、課題解決を図った 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 家族の中の主な介助・支援者の年齢をみると、身体障がいのある人および精神障がいのある人は「70歳以上」、知的障がいのある人は「50歳代」、障がいのある児童は「40歳代」が高い 	

3-3 サービス事業所等のスキルアップ		評価：B
項目	<ul style="list-style-type: none"> ○事業所の垣根を超えた相互支援体制整備 ○関係機関の連携による障がい別研修体制の構築 ○教育関係者と事業所関係者の合同研修 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> 高浜市手をつなぐ育成会が50周年記念にて講演会を実施し、教育関係者、サービス事業所、行政、市民などが参加した 相談支援員と市内障害福祉サービス事業所職員を主な対象とした研修の実施 就労支援THANKSの就労セミナーを開催し、市内をはじめ西三河南部西地域の就労事業者が参加した こども発達センター会議において教育関係者向け研修を実施した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> 地域で安心して暮らしていくために重要な支援として、「いつでも相談できる窓口」「地域で切れ目のない支援が行われる体制整備」「専門的な対応ができる人材の確保」等が高い[再掲] 	

3-4 保護者・家族支援		評価：A
項 目	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者・家族に視点を合わせた家族支援の強化 ○保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・高浜市手をつなぐ育成会が50周年記念講演会を実施し、発達障がいに対する理解を深めた ・こども発達センターと協力して「かんがるー会」の会員である子どもと保護者に対して事業所見学会や就労体験を実施した ・保護者向けサポートブック研修を実施し、サポートブック作成を支援した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活において必要な支援をみると、外出の支援、金銭管理、トイレ介助など多岐にわたっている。また、支援に必要な日数は「毎日」が最も高く、家族の中の介助・支援者の負担も大きい 	

3-5 新しい当事者団体等の育成・支援		評価：A
項 目	<ul style="list-style-type: none"> ○組織化に向けた支援 ○既存団体への多様な活動支援 	
進捗状況	<ul style="list-style-type: none"> ・NPO法人を立ち上げる動きはなかった ・高浜市手をつなぐ育成会が50周年記念講演会の実施を支援した ・しらぎくの会（安城特別支援学校親の会）と共催で、防災や避難所運営等に関する勉強会を開催した ・高浜市身体障がい者福祉協会の65周年記念式典・記念講演会の開催を支援した 	
調査結果	<ul style="list-style-type: none"> ・今後したい活動として「障がい者団体の活動」は高くはないが、地域共生社会を推進する上で、当事者団体の活動は重要 	

2 第4次計画の評価からわかる課題について

▶障がい理解と地域交流の更なる充実

地域共生社会の実現を図るために、新たな形でのつながりや居場所を創出するなど障がいのある人が地域で活躍できる環境を整えていく必要がある。特に精神障がいのある人が気軽に社会参加できるよう、障がい理解と地域交流の更なる充実が求められる。

▶地域で切れ目のない支援が行われる体制の整備

障がいのある人とその家族が、本人の生涯を通じて、次のライフステージへ不安なく希望を持って移行できるよう、引き続き、地域で切れ目のない支援が行われる体制を整えていく必要がある。また、専門的な対応ができる人材を確保・育成するとともに、地域住民や関係機関・団体を巻き込んだ包括的なネットワークの確立を推進していく必要がある。

▶地域社会の活性化につながる就労支援の充実

障がいのある人の就労が地域社会の活性化につながるよう、農福連携の取組の具体化を更に進めていく必要がある。また、次第に効果が表れてきた一般就労に向けた支援や定着支援を引き続き充実させていく必要がある。更に、在宅でできるテレワークを促進し、生産性の向上を図ることで、障がいのある人の生活向上につなげていく必要がある。

▶支援者に対する包括的支援の推進

家族の中の介助・支援者の負担は相変わらず大きく、その軽減を図るために、行政はもとより、当事者や関係機関・団体が連携して支援の充実を図る必要がある。また、8050問題をはじめ複雑化する福祉課題を迅速かつ的確に解決できるよう、引き続き、包括的な支援を推進していく必要がある。

▶ウィズコロナ時代の地域と福祉の姿

令和2（2020）年、世界は、新型コロナウイルス感染拡大防止という共通の課題を解決しようとしており、現在、私たちの価値観や行動は変わりつつある。地域住民が気軽に集まることなどが難しくなっており、地域福祉を推進する上で支障をきたしている。しかし、その反面、多くの人がお金のために働くだけでなく、地域のしあわせのために働くことに喜びを感じられるようなパラダイム転換のきっかけとなる可能性も十分にある。今後、地域における福祉施策の推進にあたっては、こうした背景を念頭にに取り組む必要がある。

IV 基本的な枠組み

1 基本理念

障害者基本法では、「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本目標としています。

本計画では、このような地域共生社会の実現に向け、障がいのある人は、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去するため、本市における各種障がい者施策の基本的な方向を定めます。

なお、令和2（2020）年、世界は新型コロナウイルスという脅威に直面しており、障がいのある人の就労の場や障がい福祉サービス等の提供の場も大きな影響を受けています。障がいのある人がいきいきと活躍できる地域づくりのためにも、地域共生社会を目指した取組が重要となります。

こうした背景のもと、本計画の基本理念は、障がいの有無に関わらず、すべての市民が、自らの持てる力を発揮して、相互に尊重しながら、地域を輝かす地域共生社会の実現を目指すことを旨とした第4次計画の理念を継承していきたいと考えます。

障がいのある人もない人も、
その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり

2 基本方針

本計画は、〈地域〉〈障がいのある人本人〉〈支援者〉を支援するという方針で、第4次計画に引き続き、次の3つの柱に基づきの策定・推進します。

(1) 地域における安全・安心の確保と地域共生社会の実現〈地域〉

- 障がいの有無に関わらず、生活における安全・安心の確保は、第一に取り組まなければならない重要な課題です。地震をはじめさまざまな災害に対して市民と行政の協働による安全確保に努め、すべての市民が安心して暮らせる地域づくりを目指します。
- 障がいのある人が、地域の中で、就労、文化、スポーツ、レクリエーションなどさまざまな活動に参加しやすい環境を整えるとともに、その活動が地域の活力につながるよう、地域住民、当事者・保護者、事業者、行政等によるネットワークの強化を図ります。
- 障がいと障がいのある人への理解を広め、地域共生社会の考え方の浸透を図るため、あらゆる機会を活用して広報・啓発活動を推進するとともに、真の相互理解を図るため障がいのある人と地域住民との交流機会の創出に努めます。
- 障がいのある人が地域において安心して暮らし続けられるよう、地域生活支援拠点の活用を図るとともに当事者などによる生活の場の整備を支援していきます。

(2) 生涯を通じた切れ目のない支援の充実〈障がいのある人本人〉

- 障がいの有無に関わらず、すべての市民がいつまでも住み慣れた地域に暮らし続けられるよう、地域資源を最大限活用するとともに、「いきいき広場」を中心に多様なマンパワーのネットワークを強化し、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じた「たかはま版地域包括ケアシステム」の深化を目指します。
- 障がいのある人一人ひとりが望む「幸福な人生」を歩むことができるよう、その成長や状態の変化に対応して適切な支援が受けられるよう、幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活と各ライフステージを通して一貫した切れ目のない支援を目指します。
- 障がいのある人が支援を受けたり社会参加をするにあたって、自身で考え、選択するなどの自己決定ができるよう、相談支援の充実を図るとともに、わかりやすい情報提供を行います。

- 就労を通じて障がいのある人の自己実現が図られ、まちづくりに寄与できるよう、働き続けられる環境を整備していきます。
- 働く意欲のある障がいのある人が、仕事を通じて生きがいをもち、自立した生活を送ることができるよう、農業をはじめ人手不足などの課題を抱える異分野との連携により雇用の創出を進めます。また、在宅でできるテレワークを促進し、生産性の向上を図ることで、障がいのある人の生活向上を目指します。

(3) 本人を取り巻く体制支援の充実<支援者>

- 障がいのある人が地域においていきいきと暮らしていけるよう、本人の最善の利益を第一に考えることを前提に、直接的な支援者である家族等の不安や負担を軽減する支援の充実を図るとともに、教育や福祉サービス事業者の活動の質を向上させるための支援の充実を図ります。
- 障がいのある人本人と家族が、同じ立場の人たちと、障がいのある人の地域における自立生活を目指し組織的に活動できるよう、当事者団体等の活動を支援していくとともに、本人や家族が、仲間と交流しながら、地域住民とともに活動できる多様な拠点を整えていきます。
- 障がいのある人への福祉サービス等の質が低下することのないよう、福祉サービス事業者、大学、行政等の連携のもと、研修の充実を図るなど介護福祉人材の育成と確保に努めます。

3 施策の体系

基本理念 障がいのある人もない人も、その人らしく安心して生活できる地域共生のまちづくり	基本方針 1 地域における安全・安心の確保と地域共生社会の実現 <地域>	施策の方向性 (1) 災害・緊急事態時の安全と安心 (2) 地域における交流機会の創出 (3) 地域における生活の場の確保 (4) 地域共生と障がい理解の促進
	2 生涯を通じた切れ目のない支援の充実 <障がいのある人本人>	(1) たかはま版地域包括ケアシステムの充実・強化 (2) ライフステージに対応した切れ目のない支援の確立 (3) 障がいのある子ども等への支援の充実 (4) 地域共生社会の実現に向けた就労支援の充実 (5) 権利擁護施策の充実
	3 本人を取り巻く体制支援の充実 <支援者>	(1) 関係機関・団体等のネットワークの構築 (2) 8050問題等への包括的な支援体制の充実 (3) 事業者等の資質向上に向けた支援の充実 (4) 当事者団体の活性化 (5) 家族介助・支援者の負担軽減

V 基本計画

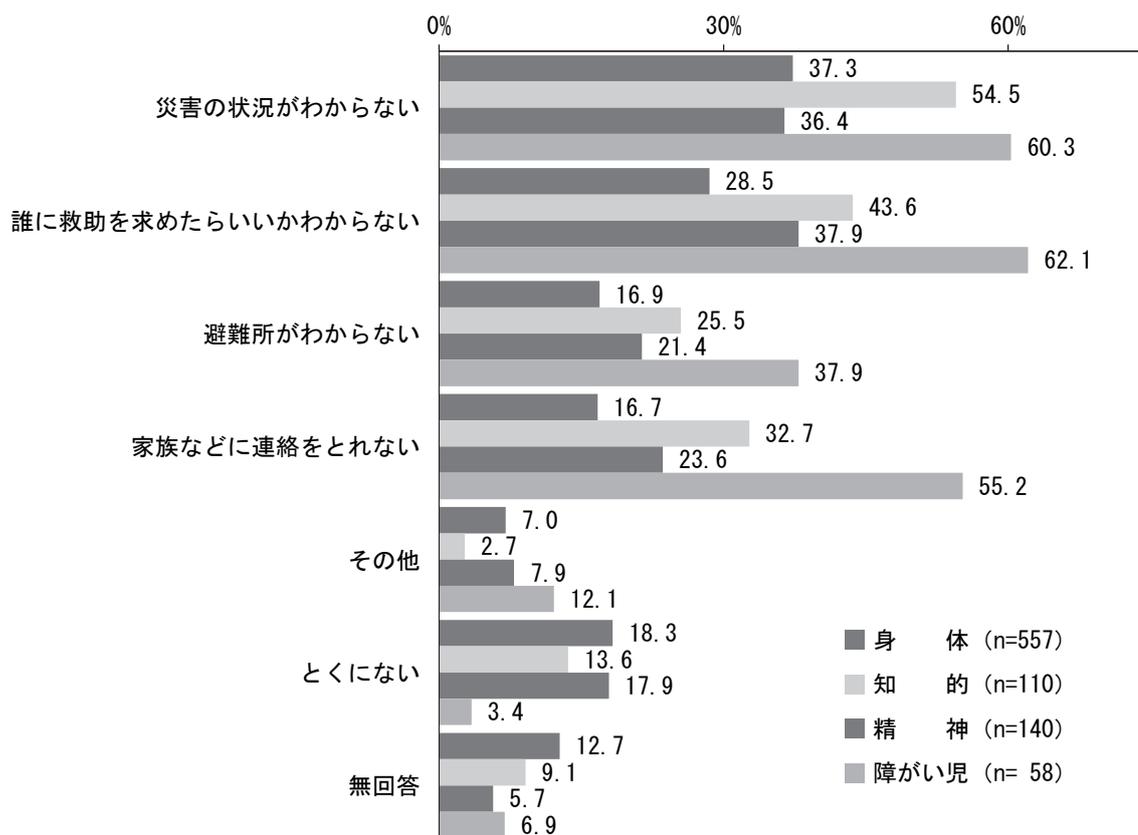
1 地域における安全・安心の確保と地域共生社会の実現〈地域〉

(1) 災害・緊急事態時の安全と安心

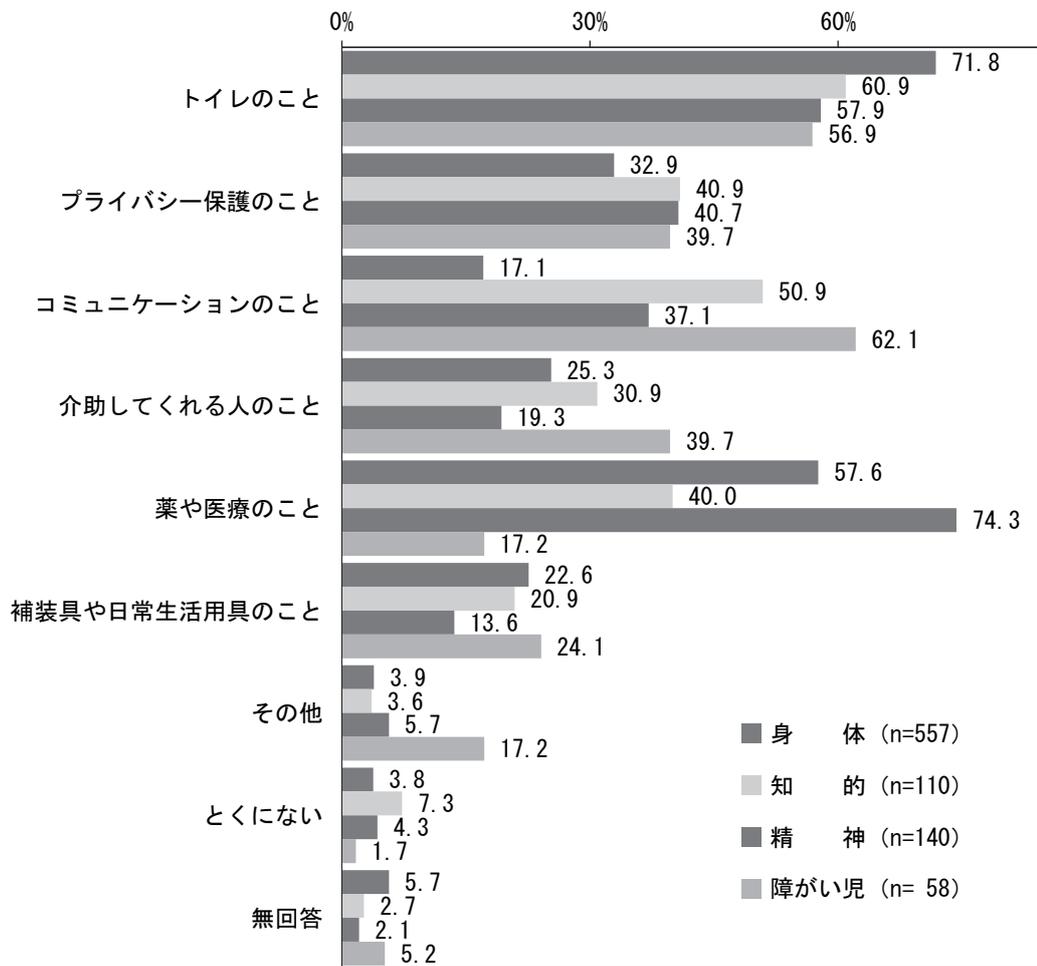
【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、災害時に困ることとしては、「災害の状況がわからない」「誰に救助を求めたらいいかわからない」等が高くなっています。また、避難所で困ることとしては、「トイレのこと」「薬や医療のこと」「コミュニケーションのこと」等が高くなっています。地域住民の理解と協力が必要とされていることがわかります。

図表15 災害時に困ること（複数回答）



図表16 避難所で困ること（複数回答）



- ▶本市では、平成25（2013）年度から「避難行動要支援者管理システム」を導入し、住民記録情報、要介護等認定情報、障害支援区分情報、高齢者実態調査情報等、各所属が保有する情報を取り込み、避難行動要支援者情報（避難行動要支援者基本情報、地図情報等）のデータベース化を行っています。また、避難行動要支援者に対し、情報を避難支援等関係者へ提供することについての同意促進を行うとともに、避難行動要支援者名簿（同意者）を避難支援等関係者へ提供しています。さらに避難行動要支援者の個別計画を順次作成しています。
- ▶避難所については、福祉施設を運営する8法人と福祉避難所の開設・運営に関する協定を結び、要配慮者が安心して利用できる福祉避難所を18か所指定しています。
- ▶地域自立支援協議会に、当事者団体、福祉避難所、市の防災担当グループ等からなる防災部会を設置し、防災対策について検討を行っています。

【今後の取組】

① 避難行動要支援者支援の充実

地震などの災害発生時に、障がいのある人など避難行動要支援者への情報伝達や安否確認、避難支援が円滑にできるよう、今後も、町内会、まちづくり協議会や民生委員などの避難支援等関係者や行政関係機関との協力体制の下、同意方式による登録の働きかけを行い、支援体制を構築していきます。

また、個別計画に関しては、福祉関連事業所の協力を得ながら作成を進めていきます。

② 避難所における要配慮者受け入れ体制の充実

要配慮者に対応した福祉避難所については、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して避難生活ができる環境を整えるとともに協力者の確保に努めます。また、障がいのある人一人ひとりが、それぞれ避難所等において必要とする物品、薬品等を普段から自主的に備蓄するよう周知・啓発を行います。

さらに、一般の避難所においても障がいのある人をはじめ要配慮者が安心して避難生活を送れるよう福祉避難スペースの確保に努めます。

③ 災害対策の充実

高浜市地域防災計画に基づき、サービス事業所等と連携のもと、避難訓練の実施や防災啓発活動、事業所等におけるリスクや、食料、飲料水、生活必需品、燃料その他の物資の備蓄・調達状況の確認を行います。また、災害の種類別に避難に要する時間や避難経路等の確認を促します。

④ 障がい特性に配慮できる人材の確保

障がいのある人が、災害発生時の避難行動や避難所において不安なく安心して行動できるよう、各種障がい特性に応じた配慮ができる人材の確保を関係団体等と連携して進めます。

⑤ 在宅避難に関する支援の充実

災害が発生してライフラインが停止したとしても、自宅建物に倒壊などの危険がなく住み続けられる状態であれば、在宅避難も有効です。障がいのある人が、

安心して在宅避難ができるよう、必要な物資、食料等を受け渡せる体制を整備するとともに、平時から在宅避難に関する情報提供を積極的に行っていきます。また、在宅避難中の安否確認やボランティアニーズの把握ができる体制を整えます。

⑥ 感染症対策の充実

サービス事業所等と連携のもと、訓練の実施や感染拡大防止策の周知啓発、感染症発生時に備えた平時からの事前準備、感染症に対する研修の実施等を検討します。また、感染症発生時も含めた県や保健所、協力医療機関等と連携した支援体制を整備するとともに、事業所等における、適切な感染防護具、消毒液その他の感染症対策に必要な物資の備蓄・調達・輸送体制の整備を進めます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

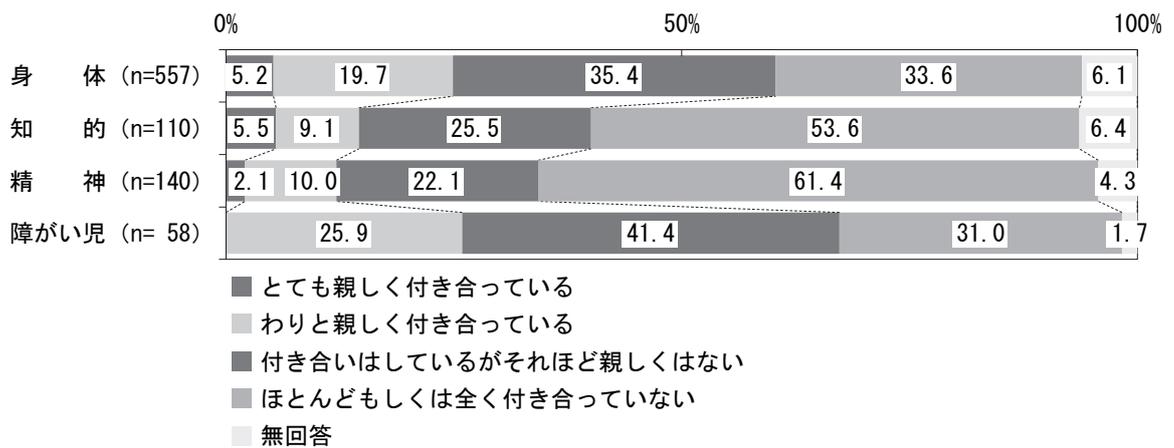
指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
災害時の避難について「できないと思う」人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	17.0%	▶	0.0%	

(2) 地域における交流機会の創出

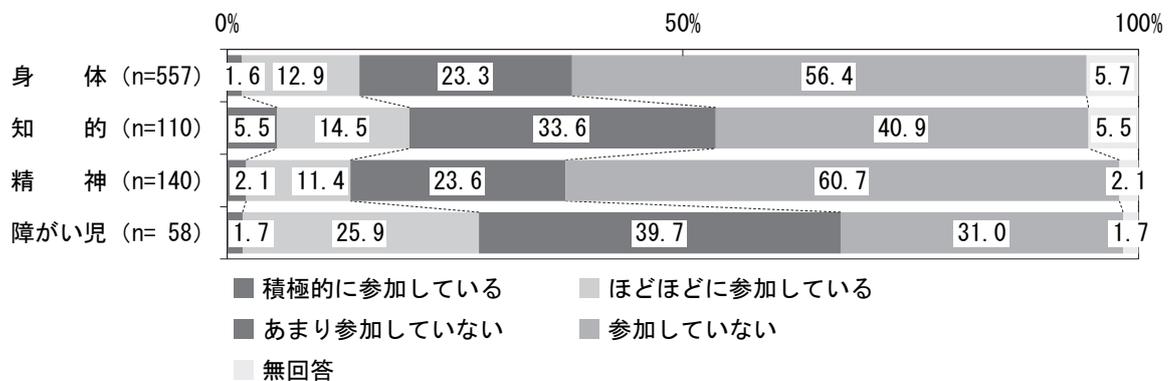
【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、親しく近所付き合いをしている人は少なく、地域活動・行事に参加している人も少ないのが現状です。ただし、住んでいる地域については、比較的住みやすいと思っている人が多いことがわかります。

図表17 近所付き合いの程度



図表18 地域活動への参加状況



- ▶本市では、障がい者スポーツである「ボッチャ」を通じ、障がいのある人と地域住民の交流ができるよう、出前講座や大会の実施など普及活動を行ってきました。
- ▶小学校では、福祉実践教室を通して、障がいのある人と児童生徒の交流や車いす体験などを行っています。
- ▶いきいき広場で実施している「わくわくフェスティバル」に市内事業所等が参加し、地域住民との交流を通じて理解促進を図りました。

- ▶地域自立支援協議会が実施した防災に関する勉強会等において、障がいのある人について市民が理解する場を提供しています。

【今後の取組】

① 障がいスポーツ等を通じた交流の促進

障がいのある人の地域交流を推進するため、コミュニケーションツールとして「ボッチャ」の更なる普及を推進します。

② 福祉実践教室の充実

児童生徒が、地域で暮らしている障がいのある人や高齢者等との交流を通して、地域の福祉課題や生活課題に気づき、日常的な実践活動へと広げていくことができるよう、社会福祉協議会と連携して福祉実践教室の充実を図ります。

③ 地域における居場所の活用・運営

地域における未利用施設や空き家など、これまで活用されていなかった地域の資源や生涯現役のまちづくり事業における「健康自生地」を障がいのある人の居場所や地域住民との交流の場として有効に活用することを検討します。

また、まちづくり協議会など地域組織が、地域の実情に応じた運営ができるよう支援していきます。

④ さまざまな活動を通じた地域交流の促進

障がいのある人の活動の場を確保するとともに、地域住民との交流を促進するために、障がいの有無に関わらず、誰もが参加できるスポーツ、文化活動、レクリエーション活動の振興を図ります。

また、一般就労した障がいのある人が、余暇活動を楽しむことで、日常的な就労の定着につながるよう、障がいのある人一人ひとりのニーズに応じた多様な余暇活動を推進していきます。

イ スポーツの推進

障がいのある人が、障がいの特性に応じたスポーツを行えるよう、場所の整備や指導者の育成に努めるとともに、誰もが一緒に楽しめるスポーツを通じて、障がいのある人と地域住民との交流を推進します。

ロ 文化活動等の推進

障がいのある人のニーズに応じた趣味・文化活動に関する情報の提供等に努め、障がいのある人の社会参加の機会の拡充を図ります。

ハ イベント企画等への参加促進

スポーツ、文化活動、レクリエーション活動等のイベントにおいて、企画段階から障がいのある人たちの参加を得ることにより、より充実した内容になるよう努めます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

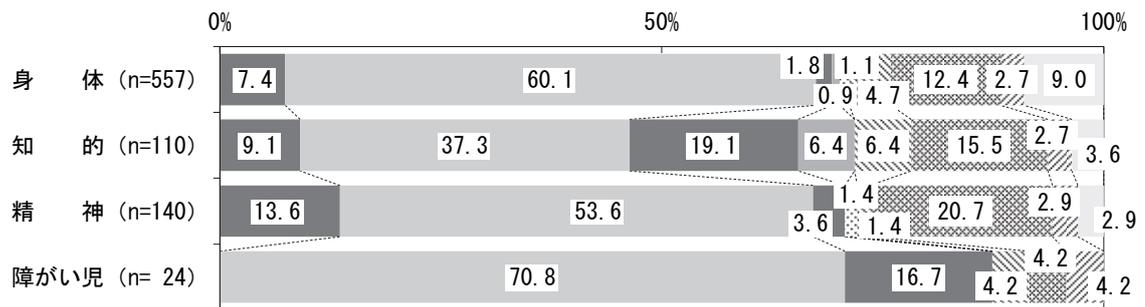
指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
地域の活動や行事に参加している人（積極的に参加している＋ほどほどに参加している）の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	16.0%	▶	20.0%	

(3) 地域における生活の場の確保

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、これからの生活については、いずれの障がいの場合も、「自宅で家族とともに暮らしたい」が最も高くなっていますが、知的障がいのある人はグループホームも比較的高くなっています。親亡き後の生活の場としてグループホームや施設を望む声が少なくないことから、ニーズに応じた計画的な整備を推進していく必要があります。

図表19 希望する将来の住まい方



- アパートなどで一人で暮らしたい
- 自宅で家族と共に暮らしたい
- 仲間と一緒に、食事や身の回りの世話をしてくれる人がいるグループホームで暮らしたい
- 重い障がいがあっても利用できるグループホームで暮らしたい
- 病院
- 障がい者施設・介護保険施設（入所）
- わからない
- その他
- 無回答

▶地域自立支援協議会に、地域生活支援拠点部会を設置し、地域生活支援拠点の機能や内容について検討を行っています。

▶令和2（2020）年9月1日現在、市内にはグループホームが5か所整備されており、定員の合計は20人です。

【今後の取組】

① 地域生活支援拠点の充実

障がいのある人の重度化・高齢化、または保護者等の高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた地域生活支援拠点等については、地域自立支援協議会の地域生活支援拠点部会での検討を踏まえ、機能や内容の充実を図ります。

② 地域における生活の全体的な支援

障がいのある人の地域生活支援の推進のための居住支援機能、短期入所系サービス、相談支援など地域支援拠点について、市内の複数の機関において、その機能を分担して担う面的な整備を行うとともに、機能の充実を図り、障がいのある人の地域における生活を全体的に支援していきます。

また、障がいのある人がいつまでも安心して生活できる場としてグループホームの設立を、当事者と、その家族による当事者団体が主体となって進められる環境を整えていきます。引き続き、関係機関等と連携のもと情報提供などの支援を行うとともに、地域住民への理解と協力を求めています。

③ 重度の障がいのある人や医療的ケアを必要とする児童に対する通所サービス等の整備促進

重度の障がいのある人や医療的なケアを必要とする障がいのある児童が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、市内に利用できるサービス提供事業所を整備します。

整備にあたっては、既存の施設からの転用・活用を基本に、経験の豊富なサービス提供事業所と連携し、設置していきます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

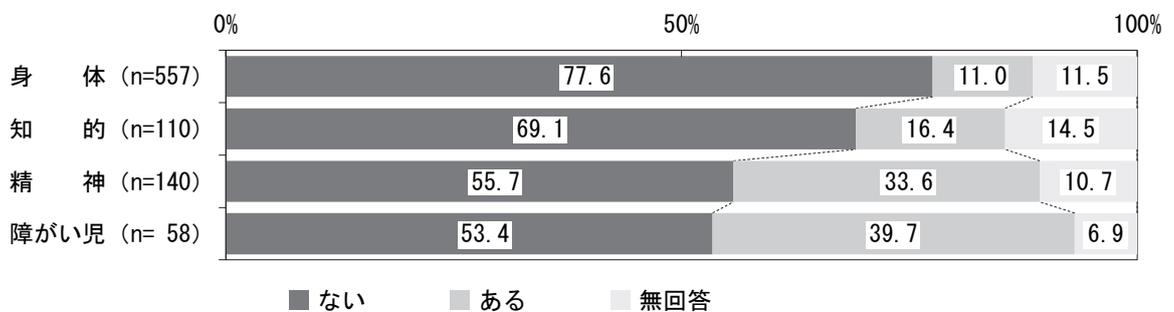
指 標	現状値	目標値
	R 2 (2020)年度	R 8 (2026)年度
住んでいる地域について住みやすい人（とても住みやすい＋どちらかといえば住みやすい）の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	56.4%	▶ 62.0%

(4) 地域共生と障がい理解の促進

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、障がいがあるために差別を受けたり、いやな思いをしたことが「ある」と回答した人は、身体障がいでは11.0%、知的障がいでは16.4%、精神障がいでは33.6%、障がいのある児童では39.7%です。障がいと障がいのある人についての理解は高まってきていますが、依然として障がいのある人やその家族の多くがいやな思いや差別を経験しています。障がいを正しく理解し、障がいの有無に関わらず、全ての住民が地域で共に暮らしていくという意識を持つことが重要です。

図表20 差別やいやな思いをした経験



- ▶毎年、いきいき広場で開催される「わくわくフェスティバル」において、当事者団体や福祉サービス事業者が参加し、市民間の交流を図っています。
- ▶本市では、第3次高浜市障害者計画（平成21～26（2009～2014）年度）から「地域の中で共に生きるシステムづくり」を目指し福祉施策を進めてきました。さらに、まちづくり協議会との連携のもと、住民主体の取組を促進してきました。具体的な活動としては、高浜南部まちづくり協議会において自立に向けて活動するチャレンジド（障がいがあることによって挑戦する課題、使命を与えられた人のことをいいます。）の自立支援として喫茶・パン工房の運営支援が行われています。

【今後の取組】

① 地域イベントへの参加促進

地域で実施する各種イベントに、障がいのある人が気軽に参加できるよう、主催する関係団体に協力を要請するとともに、障がいのある人が企画段階から関わられるよう支援していきます。

また、こうしたイベントの会場等において、障がいのある人の作品などの発表や、物品の販売ができ、交流を通じ市民の理解を深めていきます。

② まちづくり協議会等の地域組織の自主的活動支援

まちづくり協議会やNPO法人など地域組織を、多様な地域課題解決を目指し、市民が主体的に活動するための基盤として位置づけ、その運営・活動に必要な支援するとともに、障がいのある人が当該活動に参加し、担い手として積極的に関われるよう、関係職員の派遣や関連団体との調整支援の支援を行っていきます。

③ 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法では、行政機関や民間事業者等による障がいを理由とする差別の禁止を定めています。これには、利用しにくい物理的障壁、利用しにくい制度などの社会的障壁、障がいのある人の存在を意識していない慣習、文化、障がいのある人への偏見などが含まれています。

障害者差別解消法に基づき、障がいを理由とする差別や、合理的配慮などについて、市のホームページ、広報紙、パンフレット等で周知を図っていきます。

また、今後、合理的配慮やインクルーシブ教育など障害者権利条約や障害者基本法に盛り込まれた考え方に基づき、市の施策が推進されるよう、市職員の知識と理解を深めるため、研修等の実施や情報提供を行っていきます。

④ 手話言語の普及と特性に応じたコミュニケーション手段の利用促進

障害者権利条約の採択や障害者基本法の改正により、手話が言語として位置付けられましたが、その認識が広く共有されているとはいえないため、手話言語の普及のための取組を推進します。また、障がいの有無に限らず、外国人ややさしい日本語が必要な人が、生活上、意思疎通を図るために、その特性に応じたコミュニケーション手段（手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思疎通、筆談、代筆、音訳、平易な言葉、代読、実物又は絵図の提示、重度障害者用意思伝達装置）を選択することができ、利用しやすい環境づくりを進めていきます。

⑤ 地域共生の理念の普及

高齢化の進展を背景に、わが国の社会保障制度が、将来的に持続が困難になってきている中、「自助」や「互助」の重要性と、自分のこととして地域の課題に取り組む姿勢の大切さを、多くの市民に理解してもらうために、「地域共生」という考え方と本市のまちづくりの方針を、さまざまな機会を利用して周知を図っていきます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
この5～6年の間に差別を受けたり、いやな思いをしたことがある人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	17.2%	▶	0.0%	

2 生涯を通じた切れ目のない支援の充実<障がいのある人本人>

(1) たかはま版地域包括ケアシステムの充実・強化

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、今後、重点的に進めるべき取組として、災害対策、医療体制、居住系サービス、一般就労支援、相談体制などが多くあげられています。障がいのある人が地域で暮らし続けるためには、多様な専門職と地域住民が連携して支援していく体制が求められます。

図表 21 今後、重点的に進めるべき取り組み（複数回答・3つ以内） 単位：nは人、他は%

区 分	身 体	知 的	精 神	障がい児
n	557	110	140	58
障がいを早期に発見し、適切な療育を受けられるようにすること	9.0	5.5	③17.1	19.0
障がいのある子どもが地元の保育園や小中学校に通えるようにすること	5.6	9.1	2.9	10.3
障がいのある子どもが学童クラブに通えるようにすること	2.5	3.6	1.4	12.1
障がいのある人が、企業などで働けるように支援すること	8.8	14.5	15.7	①34.5
障がいのある人への相談窓口を充実すること	9.7	10.9	③17.1	8.6
訪問系サービスを充実すること	8.4	4.5	4.3	1.7
介護給付の日中活動系サービスを充実すること	9.2	15.5	2.1	10.3
訓練等給付の日中活動系サービスを充実すること	4.3	4.5	5.7	27.6
グループホームなど居住系サービスを充実すること	4.3	②29.1	5.7	②29.3
手話通訳や要約筆記など、コミュニケーションの支援を充実すること	2.5	2.7	2.9	10.3
外出の手伝いなどの移動支援を充実すること	9.2	10.0	7.1	3.4
社会参加活動を促進するための日中活動の場を充実すること	3.4	4.5	9.3	8.6
入所施設や入院できる病院を増やすこと	①17.8	15.5	12.1	10.3
障がいのある人が安心して医療を受けられるようにすること	②14.0	11.8	②18.6	12.1
道路や公共施設などを障がいのある人にも使いやすくすること	7.9	10.0	4.3	5.2
スポーツ、レクリエーション、文化活動に参加しやすくすること	1.1	3.6	3.6	6.9
バスや鉄道などの交通機関を障がいのある人にも使いやすくすること	③11.0	11.8	16.4	12.1
地震や台風などの災害時の情報提供や安全対策を充実すること	①17.8	①30.9	③17.1	③25.9
障がいのある人もない人も、お互いに理解しあって協力していくこと	9.7	③16.4	①23.6	22.4
その他	0.2	-	0.7	-
無回答	44.3	23.6	33.6	6.9

▶本市では、平成8（1996）年4月、福祉のワンストップサービスによる、地域包括ケアを目指す福祉の拠点として、「いきいき広場」を開設しました。市福祉部を中心に、市社会福祉協議会など関係機関を一か所に集約させた福祉の総合拠点であり、平成29（2017）年1月からは教育委員会とこども未来部も加わり、現在では、たかはま障がい者支援センター、地域包括支援センター、こども発達センター、権利擁護支援センター、生活困窮者自立支援に関する窓口などを設置し、障がいのある人、高齢者、子育て家庭など支援が必要とする人すべてを対象とした全世代型の総合相談拠点として、市民や関係機関に広く周知されてきています。

【今後の取組】

① 「いきいき広場」を中心としたネットワークの充実

「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築にあたっては、これまで進めてきた、保健・福祉・医療の連携体制を確立するとともに、弁護士、司法書士、社会福祉士などの専門職、まちづくり協議会、ボランティア、民生委員、民間企業など地域のさまざまな機関とのネットワークを充実・強化し、「自助」を基本にしながら、障がい福祉サービスなどの公的なサービスと、住民活動などによるインフォーマルなサービスを含めた支援体制の構築を更に進めていきます。また、これまで高齢者を中心に進められている地域包括ケアシステムを、障がいのある人なども対象として進め、各福祉制度を横断的に捉え、個人ではなく家族単位で包括的（まるごと）に問題・課題を解決していく仕組みを確立します。

ネットワークが、効果的に機能するよう、今後も「いきいき広場」（福祉まるごと相談グループ）を「たかはま版地域包括ケアシステム」の中心に位置づけ、各種支援や関係機関との横断的な連携を行っていきます。

② 多職種連携による地域ケア会議の強化

地域ケア会議は、地域包括ケアシステムを実現するために欠かせない手法であり、障がいのある人一人ひとりが望む生活を支える重要な場です。

高浜市においては、障がいのある人や高齢者等が地域で安心して生活できるよう、障がい福祉サービスや介護保険サービス等の総合調整のため、高浜市地域

ケア会議を開催しています。

個別事例の検討等を通じ地域全体のニーズに関する協議や、インフォーマルサービス、民間サービスも含めた社会資源の情報共有のもとで、不足している支援やサービスをどのように組み立てていくのか、施策提案が必要となるのはどの部分の対策なのかを協議していけるよう、事業者をはじめ、医療関係者、民生児童委員、まちづくり協議会、町内会など障がいのある人や高齢者の生活を支えるさまざまな関係者が集結し、生活面や医療面での支えなどを理解し合うことができる環境を整えます。

また、地域課題の解決に向け、保健・医療・福祉・介護に関わる専門機関の多職種連携を充実・強化するとともに、新たな地域資源の開発や地域づくりを推進していきます。

③ 相談体制の充実

複雑な相談内容や多岐にわたる相談に対し適切な支援を行うため、社会福祉協議会との連携のもと、相談支援員のスキルアップを図るとともに、市全体の相談支援の充実を図ります。相談支援員の地域自立支援協議会への参加やサービス提供事業所を訪問することにより、個別支援力の強化はもとより、地域の社会資源の連携体制を構築しコーディネートできるよう相談支援員のスキルアップを図ります。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

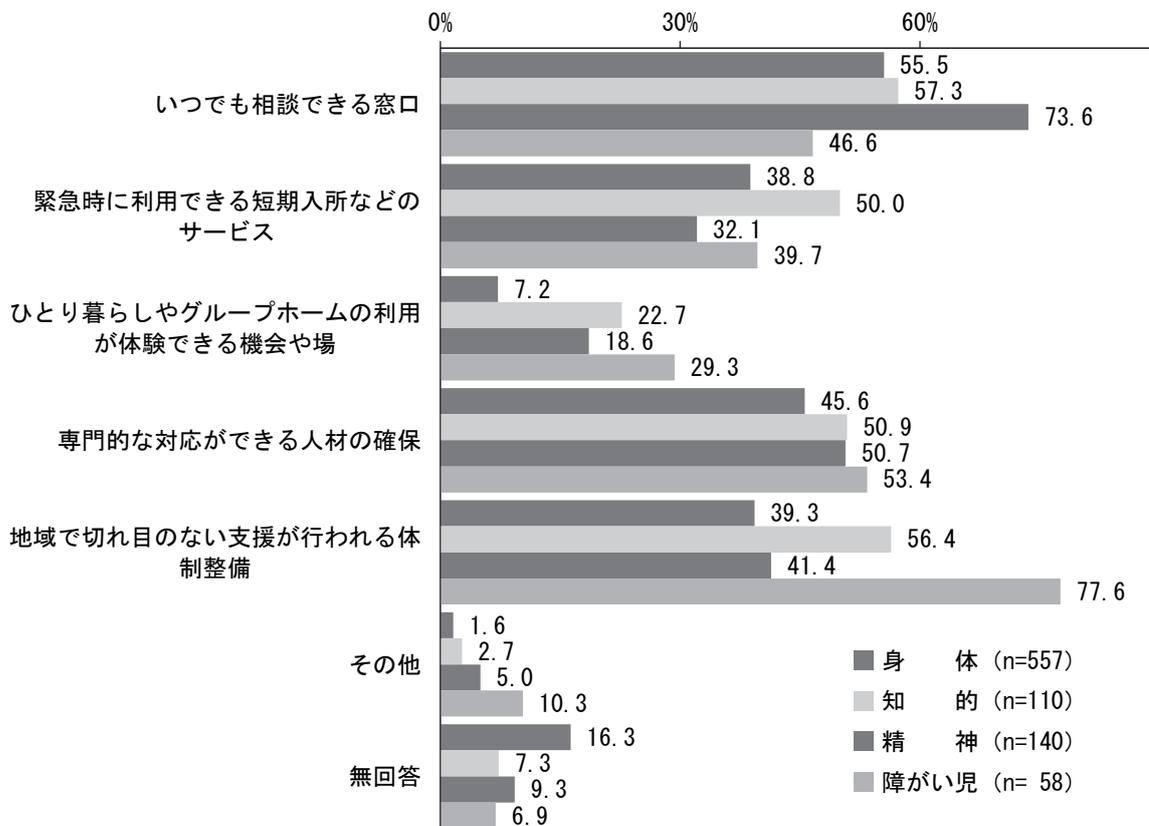
指 標	現状値	目標値
	R 2 (2020)年度	R 8 (2026)年度
医療・福祉サービスや就労などについて「相談するところがない」人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	7.2%	▶ 0.0%

(2) ライフステージに対応した切れ目のない支援の確立

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、地域で安心して暮らしていくために重要な支援として、障がいのある児童では「地域で切れ目のない支援が行われる体制整備」が最も高くなっています。障がいのある児童と、その保護者は就園、就学、就労とライフステージの次の場面でどのような支援が受けられ、どのような生活が待っているのか、大きな不安を抱えて生活していることが想像できます。

図表22 地域で安心して暮らしていくために重要な支援（複数回答、3つ以内）



▶子どもたちの将来の地域生活や就労を見据えたライフステージに応じたサポートを行い、子どもの発達支援と親支援、家庭支援の拠点として、いきいき広場に「こども発達センター」を開設しています。具体的には、こども発達センター会議を開催し、就学時、進学時、卒業時などで支援が引き継がれるよう、定期的にチェックを行っています。また、みどり学園への言語聴覚士及び臨床心理士の定期的な訪問をはじめ、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職が保育所、幼稚園、小学校に訪問し、指導等を行っています。さらに「支援者向け発達相談がいど」を作成し、研修会を実施しています。

【今後の取組】

① こども発達センターによる早期からの専門相談・支援の充実

子どもの発達について家庭を含め総合的に支援する拠点として、今後も、こども発達センターにおいて、ライフステージの変わり目で支援が途切れることのないよう、保健センター（健康推進グループ）、幼稚園、保育所、小中学校と連携し、発達に不安があり障がいの有無が明らかでない時期から成長に応じた継続的な発達支援を行います。また、障害者相談支援事業所との連携を強化し、就労を含めた生涯にわたる継続的な支援を行います。

また、臨床心理士、言語聴覚士、作業療法士等の専門職による相談支援とみどり学園、保育所、幼稚園、小学校等への訪問指導の充実を図ります。

② 発達障がいに対する理解の促進

自閉症スペクトラム障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の発達障がいに関する知識と理解を深めるため、様々な機会を通じて、市民に対し正確な情報提供を図るとともに、関係する専門職を対象とした研修等の充実を図ります。

③ ライフステージごとの継続支援の充実

幼少期における障がいの発見から療育・教育、就労、生活に至るライフステージごとの支援の充実を目指して、関係機関の連携による重層的な支援体制の充実を図ります。また、当事者等と専門機関等の双方向の情報伝達が円滑に行われるよう、保護者と一緒にライフステージごとにプランを作成します。一人ひとりのニーズに合った支援を充実するとともに、本人だけでなく、家族との繋がりも強めた支援を継続していきます。

④ ライフステージに応じた健康づくりの推進

障がいのある子どもや発達に不安のある子どもたちが、将来、積極的に社会参加し自立した生活を送ることができるよう、障がいのある子ども一人ひとりの状態やニーズ等に応じたきめ細かい早期療育支援の充実を図ります。

また、疾病や障がいの早期発見・早期支援により二次障がいを予防するという観点から、保健事業等の充実を目指します。さらに、生活習慣や環境に起因する障がいや精神疾患を予防するため、健康づくり事業の充実や安心して受診できる医療体制の充実に努めます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

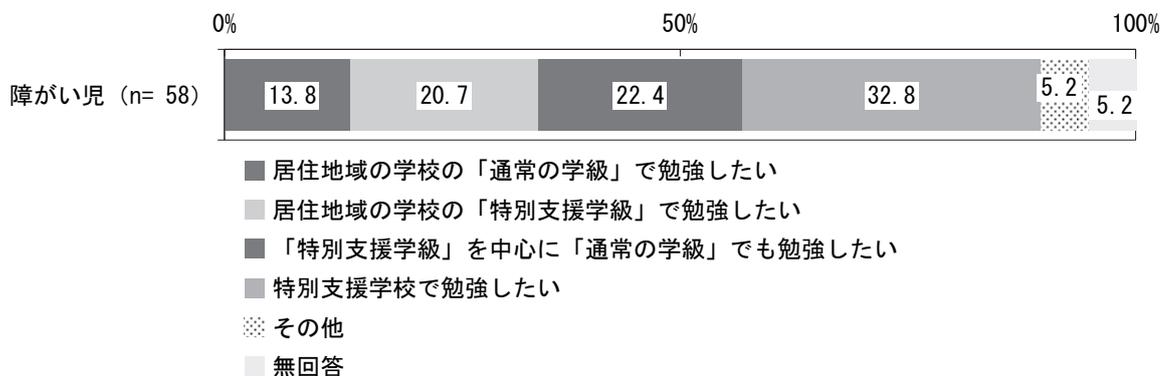
指 標	現状値	目標値
	R 2 (2020)年度	R 8 (2026)年度
医療・福祉サービスや就労などについて「こども発達センター」をあげる人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	32.8%	▶ 40.0%

(3) 障がいのある子ども等への支援の充実

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、学校で勉強する形としては、「特別支援学校で勉強したい」が30%以上を占めています。「居住地域の学校の「通常の学級」で勉強したい」は13.8%にとどまっています。インクルーシブ教育の考え方の導入など今後の特別支援教育のあり方を、地域の現状やニーズを把握しながら検討していく必要があります。

図表23 希望する学習形態



▶本市では、心身の発達が気になる子どもと保護者が、一緒に通う集団療育の施設として「みどり学園」を設置しています。ことばや運動など、心身の発達が気になる子どもの発達を促したり、食事や排せつなど生活習慣が身につくように、「なかよし教室」を開設し、あそびを通して日常の生活経験を豊かにしたり、運動機能を高めたりして、集団生活への基礎づくりなどを行っています。

▶小中学校では、保護者と教職員が個別の教育支援計画を共有し、医療や福祉サービスなど関係機関と連携しながら学校と家庭が歩調を合わせて個に応じた支援を行っています。

【今後の取組】

① みどり学園の事業内容の充実

発達気になる子どもが、基本的な生活習慣や日常生活に必要なきまりを身につけられるよう支援し、生活経験を豊かにしながら社会生活への適応ができるよう、みどり学園の事業内容のさらなる充実を図るとともに、保護者の不安の軽減を図れるよう、引き続き子育てに対する相談や適切な情報が得られる場としていきます。

② 障がいのある子どもの受け入れ体制の充実

幼稚園（公立）および保育園（公立・民間）、認定こども園（民間）において、障がいの有無にかかわらず、子どもたちが、一緒に園での生活をする中でともに育ちあう教育・保育を引き続き推進します。

③ 子どもの成長に合わせた継続的な支援の充実

特別な支援を必要とする子どもについては各幼稚園・保育園・認定こども園や小中学校、みどり学園、こども発達センター等の関係機関の連携を密にして専門的な見地から幼・保・小・中とつながりのある子どもの成長に合わせた支援を継続的に実施します。

④ インクルーシブ教育の推進

個別の教育的ニーズに応えるインクルーシブ教育を推進するとともに、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて、教材、意思疎通支援、施設のバリアフリー化など基礎的環境整備を進め、合理的配慮の提供を図ります。

今後も、学校と家庭が歩調を合わせて個に応じた支援をします。また、医療や福祉サービスなど関係機関と連携し、それぞれで行われている支援がつながるよう努めます。そのために、通級教室指導教員、スクールアシスタント、スクールサポーター等を各校の実態に合わせて適切に配置するとともに、各校に、特別支援教育コーディネーターの役割を持たせ、自校の体制について見直し、改善を進めていきます。さらに、中学校から高等学校までの連続性を視野に入れ、個別の教育支援計画の引き継ぎと活用を進め、義務教育課程修了後も子どもや保護者が安心して学ぶことができるように協力していきます。

⑤ 医療的ケア児等の支援体制の構築

医療的ケアを要する子どもについては、学校生活、障がい福祉サービスの利用が難しい、緊急時の受け入れ先がないなどの課題があります。地域で必要な支援を受けられるとともに、緊急時の受け入れができるよう、関係機関が協力して総合的な支援体制の構築を目指します。

⑥ 障がいのある子どもの放課後の居場所等における確保

放課後等デイサービスの質の確保とサービスの適切な利用を促進するとともに、昼間保護者のいない小学生児童に対して、適切な遊びおよび生活の場を提供する児童クラブにおいて、障がいのある児童の適切な受け入れを促進します。また、放課後居場所事業においても、障がいのある子どもとない子どもが一緒に過ごせる居場所となるよう努めます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

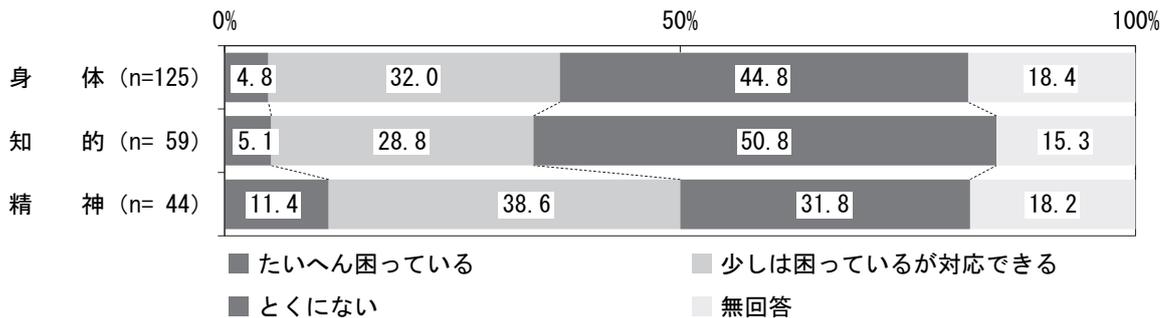
指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
地域で安心して暮らしていくために重要な支援として「地域で切れ目のない支援が行われる体制整備」をあげる人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	44.4%	▶	30.0%	

(4) 地域共生社会の実現に向けた就労支援の充実

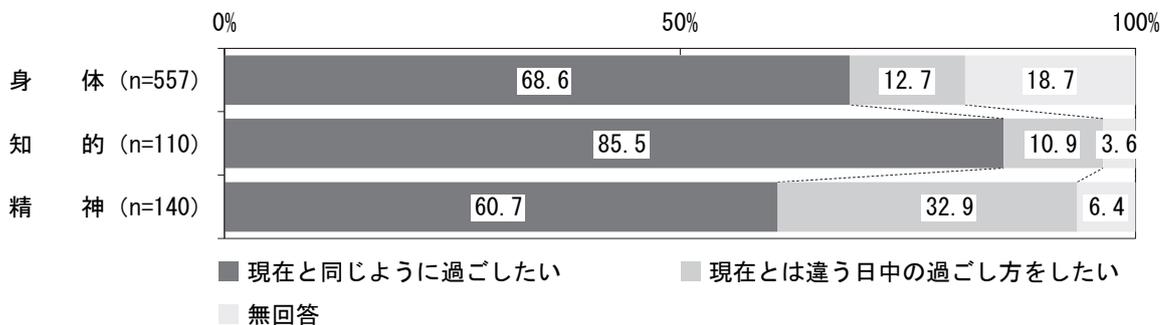
【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、現在働いている人の仕事の悩みや困りごとは、精神障がいのある人の率が他の障がいのある人に比べて高くなっています。また、今後の日中の過ごし方として、「現在とは違う日中の過ごし方をしたい」という回答が高かったのは精神障がいのある人で、具体的な過ごし方としては「正職員として働きたい」が高くなっています。

図表24 仕事で悩んでいることや困っていることがあるか



図表25 今後、現在と違う日中の過ごし方をしたいか



- ▶障がい者支援センターの就労担当が積極的に就労支援に関わり、平成27(2015)年度～令和元(2019)年度までに延27人の就職につなげました。また、就労定着支援にあっては同期間に延100人の定着支援に関わりました。
- ▶市の物品などの調達にあたっては、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律(障害者優先調達推進法)」に基づき、調達方針を定め、障がい者就労施設等から物品などを優先的に調達しています。

【今後の取組】

① 多様なニーズに対応した就労支援

働くことを希望する障がいのある人については、引き続き、たかはま障がい者支援センターの就労支援員が中心となり、情報提供や就労支援を行います。

また、一般就労等への移行に向けた支援を行う就労移行支援事業所や、一般就労が困難な人に、就労の場や機会を提供し、知識・能力の向上のために訓練を行う就労継続支援事業所との連携を強化し、多様な就労ニーズに対応できる体制を整えます。

② 障害者就労支援会議の充実

障がいのある人の一般就労に向けた課題検討の場として、障害者就労支援会議を設置しています。障がいのある人の一般就労が継続するよう、雇い入れる側の企業関係者や医療関係者にも参加を求め、就労支援に関し、より現実的な課題解決を目指します。

③ 定着支援の強化

障がいのある人の就労に伴う生活面の課題に対応し、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定期間行う就労定着支援事業の利用の促進を図るとともに、就労支援系のサービス提供事業所、企業等、相談支援機関と連携を図り、三者の役割分担を明確にして、継続的な定着支援を図ります。

④ 企業等で働ける人の掘り起こし

障がいのある人が一定期間、高浜市総合サービス株式会社で就労し、そこで経験を経験を今後の一般就労へ活かす「チャレンジ雇用」を現在も行っています。一般企業等で継続的に働くことができる能力を身につけるため、今後も障がいのある人の就労に関し、様々な企業等との連携を継続します。また、潜在的に能力を持っている人を掘り起こし、就労系のサービス提供事業所等との連携のもと、一般就労に向けた支援を行います。

⑤ 福祉と異分野の連携による障がいのある人の自立支援と地域の活性化の推進

就労系のサービス提供事業所等と農業をはじめ異分野に関係する機関や団体の連携により、地域の活性化と障がいのある人の自立を同時に支援できるような取組みを推進し、障がいのある人の工賃取得による経済的自立を促進するとともに、地域経済の活性化を促進していきます。

⑥ 地域における活躍の場の創出

地域共生社会の視点から、障がいのある人が役立ち感を感じながら、活力のある地域づくりに貢献できるよう、就労や地域活動を通じて活躍できる場を創出していきます。

具体的には、市内の産業の動向と雇用の需給状況を把握するとともに、関係機関等との連携のもと、在宅でできるテレワークも含め障がいのある人の働ける場を検討していきます。

⑦ 早期職場体験の実施

障がいのある児童・生徒が、できるだけ早い時期に仕事を体験し、働くことや、交流による喜びを知ること、将来、スムーズに地域での自立生活が可能になるよう、中学生の職場体験の機会をつくります。実施にあたっては、学校、企業、地域住民等の連携を図ります。

⑧ 障がい者就労施設等からの物品等の優先調達

障害者優先調達推進法に基づき、本市においては、障がいのある人の就労施設から優先的に物品を購入し、又は役務の提供を受けるよう努めており、さらに、市の入札参加資格の認定にあたり、その評価項目に障がいのある人の雇用の状況を取り入れ、積極的に障がいのある人の雇用対策を進めている事業者が優遇されるよう努めています。

今後も、新規事業等を行う場合には、障害者優先調達推進法の趣旨を念頭において取り組みます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

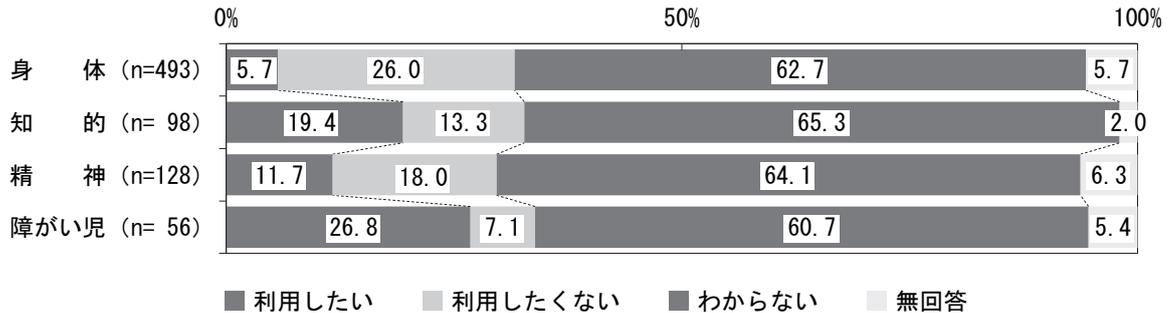
指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
仕事のことで「たいへん困っている」人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	6.1%	▶	0.0%	

(5) 権利擁護施策の充実

【現状】

- 高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、成年後見制度を利用している人はわずかですが、知的障がいのある人、障がいのある児童では、今後「利用したい」という回答が20%前後となっています。

図表26 成年後見制度の利用意向



- ▶本市では、要援護者の状態別、ニーズに関わりなく、支援が必要な人に支援が確実に届くように、「生活」から「重要な財産行為」までの相談・支援機能と権利擁護に関する関係者のネットワークの強化、市民後見人・生活支援員の養成と活動支援など、地域における総合的な権利擁護体制の構築を推進するため、平成26年度に権利擁護支援センターを設置しました。
- ▶障がいのある人への虐待については、通報があった場合の関係機関との連携などに関する国のマニュアルを活用し、関係機関と連携により必要な援助を行っています。

【今後の取組】

① 権利擁護支援センターの充実

権利擁護支援センターを拠点に、権利擁護に関する各種事業を実施することによって、判断能力が不十分な方への生活支援員による地域生活支援活動、成年後見の市長申立など、権利擁護に関する課題を一元的に捉えて、解決に向けて有効に機能する仕組みを構築します。

また、権利擁護の支援を必要とする人が、漏れなく必要なサービスを利用できるよう、センターと業務の内容の周知に努めます。

② 虐待に対する支援体制・虐待予防対策の充実

障がいのある人の虐待を未然に防ぐために、障がいのある人の介護・支援を直接担うことが多い家族の負担の軽減や、介護者の孤立感、将来の不安に対するきめ細かな相談体制の確保に努めます。そのためにも今後一層サービス提供事業所等や地域の民生児童委員、ボランティア等とも連携を図り、虐待防止に努めていきます。

さらに、障害福祉サービスの提供事業従事者、障がいのある人を雇用する使用者による虐待についても、就労支援会議等の研修機能の強化により一層の啓発に努めます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
成年後見制度を「利用している」と「知っているが利用していない」を合わせた制度の認知度（障がい者福祉に関するアンケート結果）	43.2%	▶	50.0%	

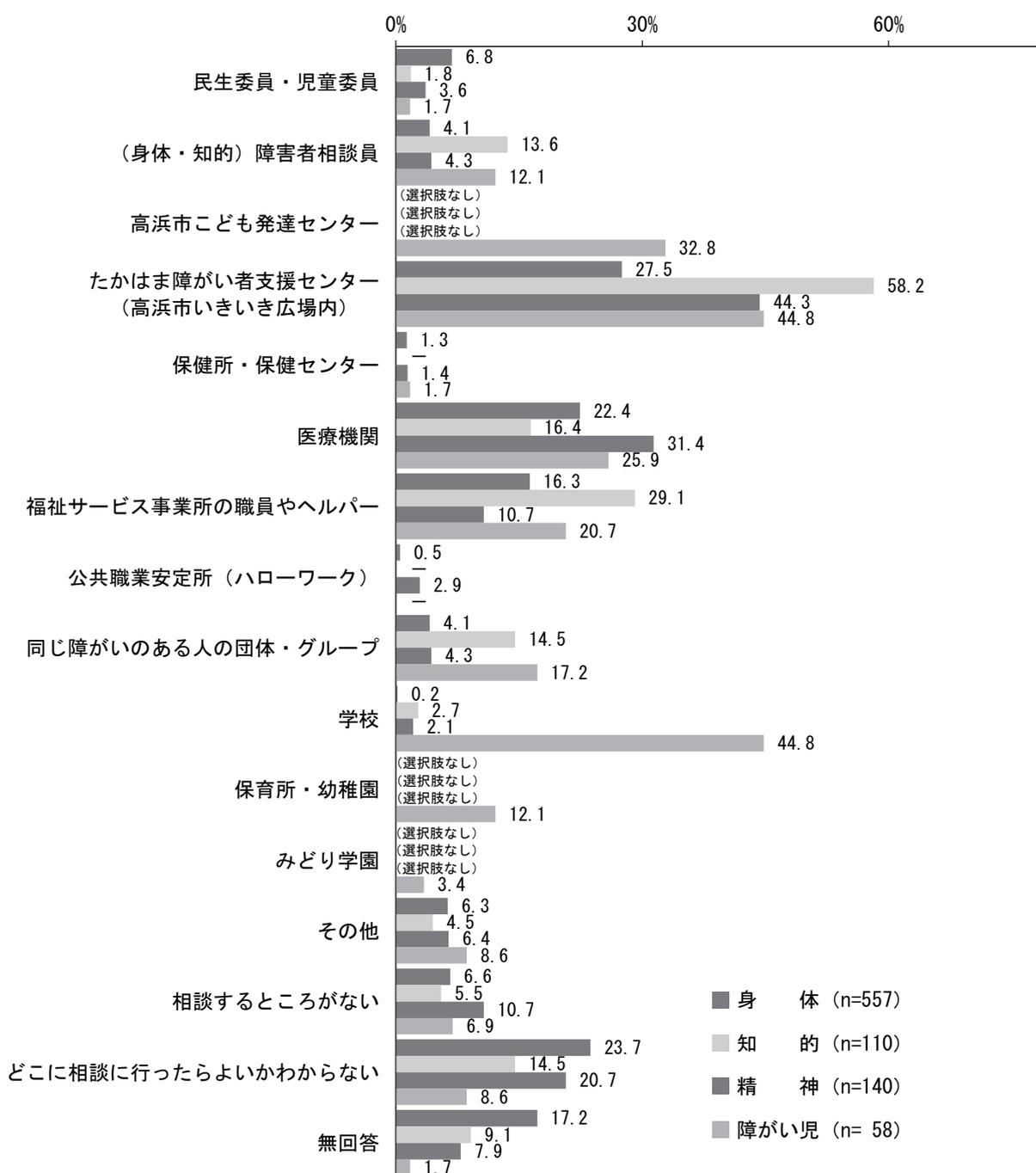
3 本人を取り巻く体制支援の充実〈支援者〉

(1) 関係機関・団体等のネットワークの構築

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、困ったことなどの相談先として「たかはま障がい者支援センター」をはじめ「医療機関」「学校」「福祉サービス事業所の職員やヘルパー」など生活に関わる多様な機関等があげられており、こうした地域資源の連携が重要であることがわかります。

図表27 相談機関（複数回答）



- ▶本市では、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会をはじめ地域自立支援協議会、高浜市障害者就労支援会議等の会議体を設け、当事者、サービス事業者、医療機関、学校、地域団体、雇用関係機関、行政など障がいのある人の生活全般に関わる地域資源の連携を図りながら各種施策を推進しています。
- ▶本市では、障がいや疾病等があっても住み慣れた地域で安心していつまでも暮らしていけるように、病院・診療所、歯科医院、薬局、訪問看護ステーション、ケアマネジャー、介護保険サービス提供事業所、地域包括支援センター等が相互に情報共有をしながら支援にあたるよう、ICTを活用した「えんjoyネット高浜」を構築し、運用しています。

【今後の取組】

① 関係機関・団体等の連携強化

地域における障がい者福祉の課題解決に向けて、地域自立支援協議会を中心に、関係機関の連携強化、社会資源の開発・改善などを推進します。特に、教育から就労へスムーズにつながるよう、学校、市、障害者相談事業所、サービス提供事業所等が、相互に情報を共有しながら連携するネットワークを強化します。

② 情報共有基盤の充実

介護保険サービス利用者のみならず、障がいのある人や難病の人も安心して在宅生活を送れるよう、ICTを活用した「えんjoyネット高浜」について、関係する多様な専門職等の利用を促進します。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

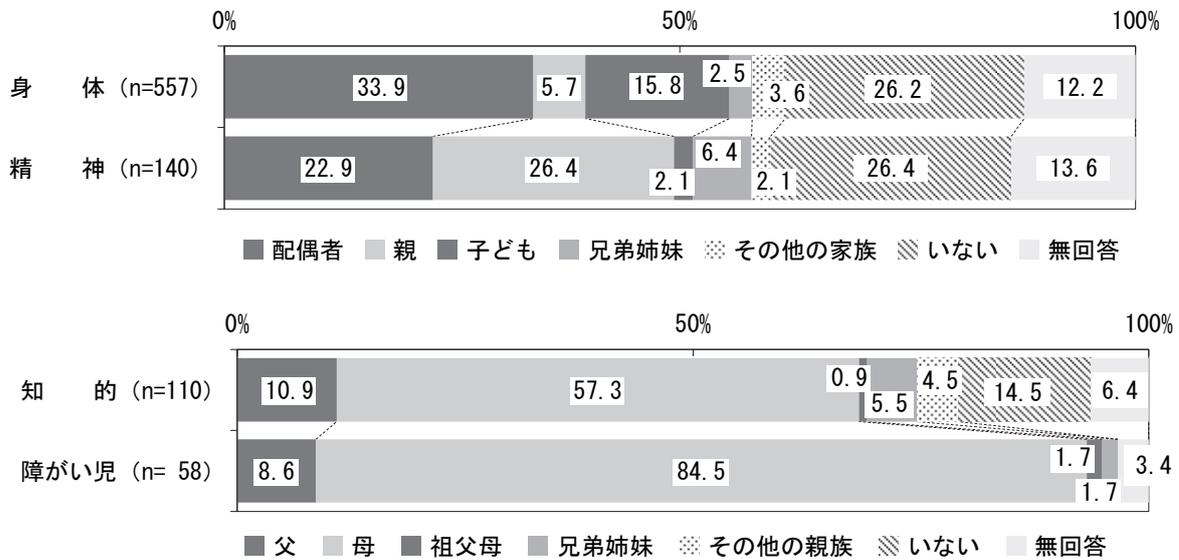
指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
卒業時に学校からの紹介で就労した人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	18.4%	▶	30.0%	

(2) 8050問題等への包括的な支援体制の充実

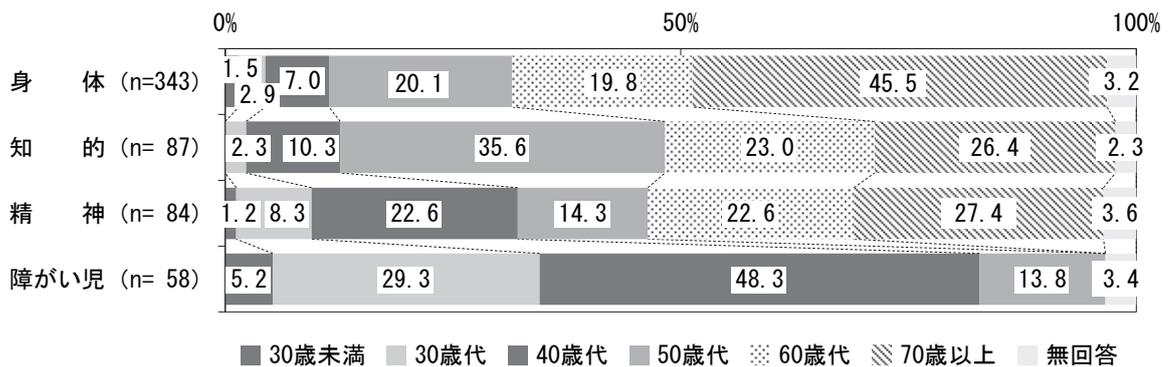
【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、家族の中の主な介助・支援者をみると、身体障がいのある人は、配偶者、身体障がい以外の場合は親（父母）が高くなっています。介助・支援者の年齢をみると、60歳代以上が、身体障がいのある人は65%以上、知的障がいのある人および精神障がいのある人は50%前後と、その高齢化が、今後の大きな課題となります。

図表28 主な介助・支援者



図表29 主な介助・支援者の年齢



▶本市においては、障がいのある人、高齢者、生活困窮者など、その背景に関わらず支援を必要としている人の多様な事案のうち、複数の部署の連携が必要なケースなどについて、福祉まると相談グループが中心となり、関係部署・関係機関が連携して支援をしています。

【今後の取組】

① 見守りネットワークの充実

認知症高齢者をはじめ高齢者の見守りについては、さまざまな地域資源によるネットワークが構築されています。今後は、高齢者に限らず障がいのある人や子育て世帯など、支援を必要とするあらゆる家族を見守る包括的なネットワークの構築を目指すとともに、潜在化している8050問題等の困難なケースが見逃されることのないよう、現状の把握（ニーズの掘り起こし）を行っていきます。

なお、こうしたネットワークが効率的かつ効果的に機能するよう、まちづくり協議会等において検討し、地域の実情に即した取組を進めていきます。

② 包括的な相談支援体制の充実

高齢の親と障がいのある子が同居している世帯など、複合化・複雑化した福祉課題に対応するため本市では、いきいき広場において福祉まるごと相談グループを中心に介護障がいグループ、地域福祉グループ、健康推進グループが連携し、障がいのある人、高齢者、子ども、生活困窮者など保健福祉分野における包括的な相談支援を実施しています。今後も既存の枠組みでは適切な解決策を講じることが困難なケースに対応する包括的な相談支援体制の充実を図っていきます。

③ 伴走型支援の充実

本市における社会資源の状況や市民のニーズを把握しながら、専門多職種が連携・協働して、困りごとを抱えた人と継続的につながり、関わりながら、本人と周囲との関係を広げていく伴走型の支援体制の構築を目指します。

最初の段階として、生活困窮者自立支援の視点から、8050問題をはじめ複合化・複雑化した福祉課題の解決を図るようアウトリーチ支援を充実します。アウトリーチ支援員の資質向上を図り、相談者に寄り添いながら伴走型の支援を行うとともに、相談者の状況と相談内容等から、適切な関係機関への支援につなげます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
医療・福祉サービスや就労などについて「相談するところがない」人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）【再掲】	7.2%	▶	0.0%	

(3) 事業者等の資質向上に向けた支援の充実

【現状】

- 高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、医療・福祉サービスや就労に関する相談相手として、福祉サービス事業所の職員やヘルパーをあげている人が少なくありません。利用者にとって身近な存在であるサービス提供事業所の職員に対する信頼や期待は大きく、さまざまな課題解決の技術や資質が求められています（図表27）。
- ▶本市におけるサービスの質的向上を図るため、相談支援員と市内障がい福祉サービス事業所職員を主な対象とした研修を実施しています。また、西三河南部地域6市（知立市、高浜市、碧南市、安城市、西尾市、刈谷市）の就労支援担当者によるネットワーク「就労支援T h a n k s」が就労セミナーを開催し、市内をはじめ西三河南部西地域の就労事業者が情報共有を図っています。

【今後の取組】

① 人材の確保と育成

福祉サービス等に携わる人材の育成や確保については、事業所はもとより、市全体で取り組まなければならない課題です。福祉サービスの質の維持向上を図るため市内でサービスを提供している事業者との連携を強化し、情報共有を行うとともに、意見交換をしながら人材の確保に関する取組を推進します。

② 事業所の垣根を超えた相互支援体制の強化

市内にあるサービス提供事業所の職員の資質向上を目指し、経験豊かなベテラン職員が、事業所間の垣根を越えて、知識や技術を若い世代に伝えられる機会をつくるために、事業所間でのケース検討会を開催できるよう支援していきます。

③ 関係機関の連携による障がい別研修体制の構築

市内にある各サービス提供事業所が有する能力を活かして、市内のサービス全体の内容が向上し充実するよう、事業所が共同で研修を行える体制を整えていきます。

④ 教育関係者と事業所関係者の合同研修

特別支援学校をはじめ教育関係者、サービス提供事業所、行政の三者が、情報を共有しながら、障がいのある児童・生徒の将来における地域での自立を前提に、それぞれの支援が効果的に提供できるよう、合同研修の開催を支援していきます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

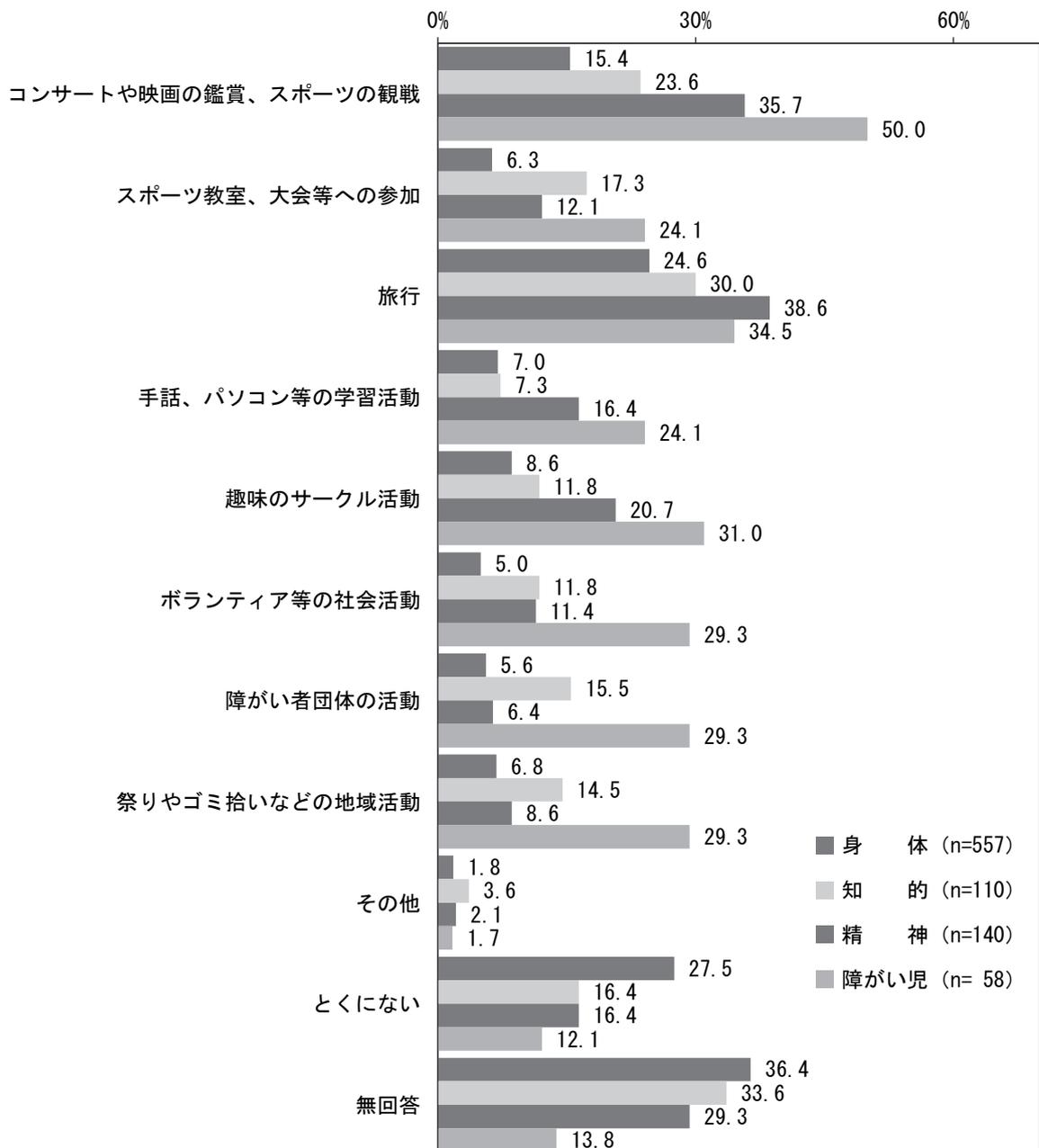
指 標	現状値	目標値
	R 2 (2020)年度	R 8 (2026)年度
医療・福祉サービスや就労に関する相談相手として「福祉サービス事業所の職員やヘルパー」をあげている人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	17.3%	▶ 20.0%

(4) 当事者団体の活性化

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、今後したい活動として「障がい者団体等の活動」をあげている人が少なくありません。当事者団体や家族会などが、当事者意識を持って、障がいのある人の生涯を見据えた活動を行うことによって、本市の障がい者福祉全体が大きく向上すると考えられます。

図表30 今後したい活動（複数回答）



▶高浜市身体障がい者福祉協会や高浜市手をつなぐ育成会など当事者団体の行事や勉強会の開催を支援しています。

【今後の取組】

① 当事者団体の活動に対する支援の充実

障がいのある人同士の交流やコミュニケーションの機会を広げるとともに情報共有が図れるよう、今後も、当事者団体の活動を支援していきます。また、役所の窓口等に当事者団体の作成したチラシを設置するなど、障がいのある人に当事者団体への参加を促します。

② NPO法人等の立ち上げ支援の充実

特定非営利活動促進法により、さまざまな民間の非営利団体や法人格を持たない住民活動団体が、継続的に活動ができ、社会的に認知されるよう法人格の取得を目指す場合が多くなっています。

今後は、当事者団体等の活動が公的なサービスとともに障がいのある人の自立生活を支える基盤となるよう、市民が主体となるNPO法人等の立ち上げ支援や活動支援を充実させます。

③ 新たな団体の組織化支援の充実

入学・進学時など、学校や医療機関において行われている交流会等において、組織化に向けた情報提供を行います。また、既存団体の運営に係る経験談や新設団体発足時の体験談などを聞く機会をつくるなど、組織化に向けた支援を行っていきます。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

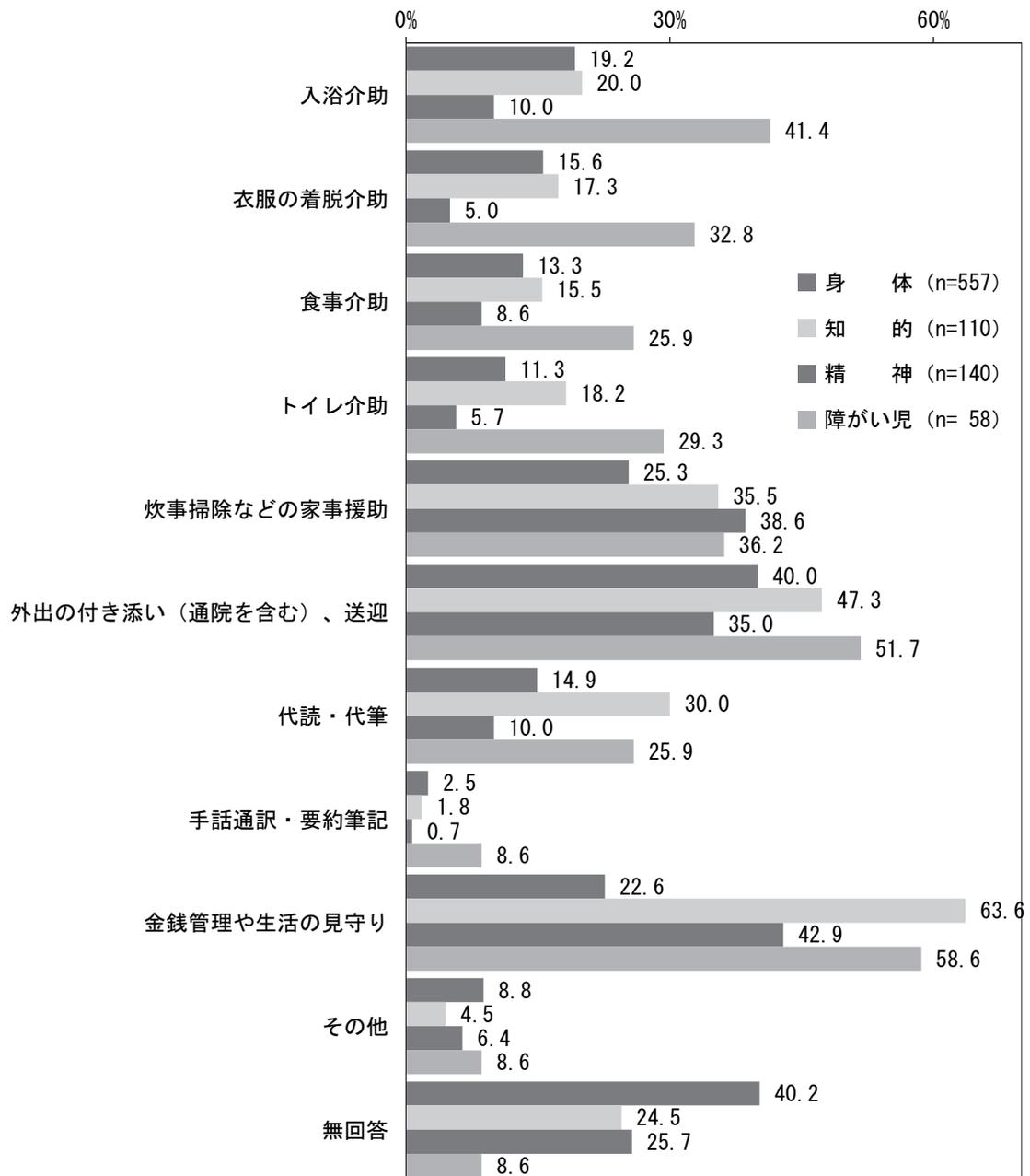
指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
この1年間の活動として「障がい者団体等の活動」をあげている人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	6.8%	▶	10.0%	

(5) 家族介助・支援者の負担軽減

【現状】

○高浜市障がい者福祉に関するアンケートの結果によると、前述したとおり、家族の中の主な介助者・支援者の高齢化が進んでいます。また、必要な支援の内容は金銭管理や外出の付き添いから入浴やトイレの介助に至るまで、さまざまな支援を行っています。障がいのある人と家族の生活の質を高めるためにも、介助者である保護者や家族の心身の負担を軽減する必要があります。

図表31 必要な支援（複数回答）



- ▶入園・入学・進級時に、園や学校に子どもの様子や関わり方を説明し、理解を共有するためのサポートブックを作成する保護者向けの研修を、発達障がいの診断（疑い含む）を受けた子どもの保護者を対象に開催しました。

【今後の取組】

① ピアカウンセリングの推進

障がいのある人自身やその家族は、障がいの受容を経て、障がいと障がいのある人についてより深く理解しています。現在、障がいのある人の家族が中心となって、同じ立場の人を対象に気軽な相談の取組みが始まっています。

保護者や兄弟など同じ境遇、立場の人が集まり、実際に生活上必要とされる心構えや生活能力の習得に対する個別の相談や支援ができる環境を整え、家族支援の強化を図ります。

② サポートブックを活用した保護者等の「子どもの育ちを支える力」の向上支援

発達障がいなど障がいのある子どもが、安心した生活を送るためには、いつでも誰からでも同じ支援を受けることが重要です。保護者が中心となって、子どもの特性や関わり方などを記すサポートブックの作成を研修等により今後も支援します。

また、保護者に限らず、家族全員が発達障がいなど、障がいに関する知識と理解を深めるための取組みを実施します。

③ 保護者に対する障がい受容支援

障がいの早期発見・早期支援のため、保護者に対する障がい受容支援と、障がいに対する知識の啓発活動を推進します。

④ レスパイトケアの充実

障がいのある人が地域で自立して生活するためには、在宅福祉サービスが重要です。家族介助・支援者の高齢化も踏まえ、その負担を軽減するための、短期入所や日中一時支援事業などレスパイトケアの充実を図るとともに、サービスの利用促進を図ります。

【指標】

★成果指標（施策の達成度を示す指標）

指 標	現状値		目標値	
	R 2 (2020)年度		R 8 (2026)年度	
1週間のうち支援に必要な日数として「毎日」をあげている人の割合（障がい者福祉に関するアンケート結果）	54.1%	▶	43.0%	

VI 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

年齢や障がいの有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策および障がいのある人ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を設置しています。

所掌事務は、障がい者福祉の基本施策に関することであり、本計画の策定および進捗管理も担っています。今後も、本市における障がい者施策の基本的な方向性を本審議会において検討していきます。

(2) 市民と行政の協働による計画の推進

障がいのある人や高齢者をはじめ地域福祉の課題は、当事者や、その家族の努力や行政の支援だけで解決できるものではありません。障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域住民によるさまざまな支援が必要であり、市民一人ひとりがこの計画の推進役となる必要があります。そこで、本計画の推進にあたっては、広く市民に協力を求め協働による施策の展開を目指します。

(3) 関係機関との連携

保健・医療・福祉・介護の視点から計画を総合的に推進し、障がいのある人や高齢者を地域全体で見守り、支援する「たかはま版地域包括ケアシステム」の構築を図るため、医師会、歯科医師会、薬剤師会、社会福祉協議会等関係機関との連携を強化します。

また、広域的に取り組む必要のある事項については、県および圏域内の市と連携して推進していきます。

(4) 庁内体制の整備

本計画は、いわゆる福祉の分野に限らず、広範囲な分野にわたった計画であるた

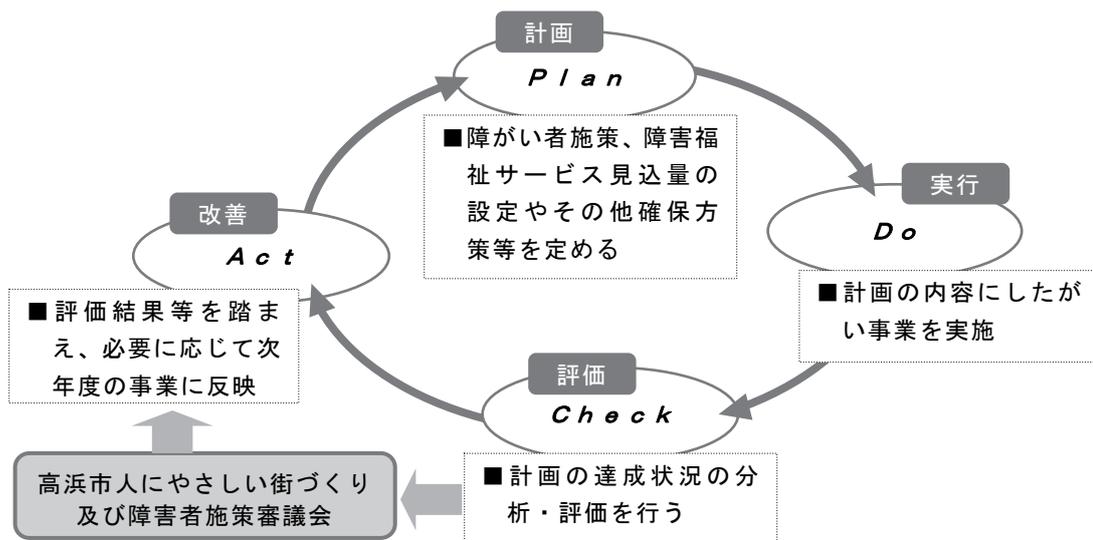
め、計画の推進にあたっては、介護障がいグループおよび福祉まると相談グループが中心となって福祉部内はもとより関係部署との横断的な連携・調整を図ります。

2 計画の進行管理

共生社会の実現のため、必要なサービスが的確に提供されているか、また、目標として掲げた地域生活への移行や一般就労への移行が進んでいるかなど、達成状況を点検、評価し、次年度以降の施策・事業の実施に反映していきます。

計画の進行管理については、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会を中心に行っていきます。

● 計画の進捗管理（PDCAサイクル）



Ⅶ 資料

1 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会

(1) 条例

○高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会条例

(平成12年9月29日条例第31号)

(設置)

第1条 年齢や障害の有無にかかわらず、すべての市民が地域において安心した生活を営むことができる人にやさしい街づくりのための施策及び障害者ができる限り自立した日常生活を営み、社会への参加を実現するための施策を調査審議するため、高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 人にやさしい街づくり及び障害者福祉の基本施策に関すること。
- (2) 人にやさしい街づくり計画及び障害者福祉計画の策定及び変更並びに進捗よく状況等に関すること。
- (3) その他市長が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民(次号から第5号までに掲げる者を除く。)
- (2) 保健、医療又は福祉に関し学識経験を有する者
- (3) 土木建築に関し学識経験を有する者
- (4) 障害者施設等の運営に携わる者
- (5) 福祉関係諸団体を代表する者

3 市長は、前項第1号の委員を委嘱するに当たっては、できる限り市民各層の幅広い意見が反映されるよう公募その他の適切な方法によって委嘱するものとする。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会においては、会長が議長となる。

3 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に必要に応じて部会を設けることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、都市政策部及び福祉部において処理する。

(平18条例4・平21条例37・一部改正)

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成12年10月1日から施行する。

附 則(平成18年条例第4号)抄

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則(平成21年条例第37号)

この条例は、平成22年1月1日から施行する。

(2) 委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	所 属
市民	野々山 祐司	公募
	八重口 治美	公募
学識経験者 (保健・医療・福祉)	◎野口 定久	学校法人 日本福祉大学教授
	奥谷 敦子	高浜市立港小学校長
	橋本 靖	愛知県衣浦東部保健所こころの健康増進グループ課長補佐
学識経験者 (土木建築)	竹内 利宏	高浜市建築耐震研究会 技術委員会 委員長
障害者施設等	○改田 健児	社会福祉法人昭徳会 授産所高浜安立所長
	石川 昌弘	社会福祉法人同善福祉会 チャレンジサポートたかはま施設長
	都築 真哉	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会事務局長
福祉関係団体	山本 貞夫	高浜市身体障害者福祉協会会長
	内村 紀子	高浜市手をつなぐ育成会会長
	中里 和子	特定非営利活動法人 のりのりフットワーク 理事
	水野 啓章	特定非営利活動法人 ハートフルあおみ所長
	毛受 保紀	高浜市民生・児童委員協議会会長

◎=委員長 ○=副委員長

2 計画の策定経緯

月 日	内 容
令和元（2019）年 8月19日	令和元（2019）年度 第1回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・障がい者福祉計画等のアンケート調査について ・計画策定体制について
令和元（2019）年 9月17日	令和元（2019）年度 第1回 高浜市人にやさしい街づくり及び 障害者施策審議会 ・高浜市障がい者福祉計画及び第5期障がい福祉計画・第1期障 がい児福祉計画の進捗状況について ・障がい者福祉計画等のアンケート調査について ・計画策定体制について
令和元（2019）年 10月18日～ 11月8日	▶アンケート調査の実施
令和2（2020）年 2月17日	令和元（2019）年度 第2回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・障がい者福祉計画等のアンケート調査結果について
令和2（2020）年 3月	令和元（2019）年度 第2回 高浜市人にやさしい街づくり及び 障害者施策審議会 【新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、書面協議に よる意見聴取】 ・障がい者福祉計画等のアンケート調査結果について
令和2（2020）年 7月17日	令和2（2020）年度 第1回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・アンケートから見える現計画の評価と課題について ・計画の骨子及び基本理念等について
令和2（2020）年 7月30日	令和2（2020）年度 第1回 高浜市人にやさしい街づくり及び 障害者施策審議会 ・アンケートから見える現計画の評価と課題について ・計画の骨子及び基本理念等について

月 日	内 容
令和2（2020）年 10月6日	令和2（2020）年度 第2回 高浜市障害者地域自立支援協議会 ・第5次高浜市障がい者福祉計画の素案について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の案について
令和2（2020）年 10月26日	令和2（2020）年度 第2回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・第5次高浜市障がい者福祉計画の素案について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の案について ・第5次高浜市障がい者福祉計画（案）、高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（案）の公表等について
令和2（2020）年 12月17日	令和2（2020）年度 第3回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・第5次高浜市障がい者福祉計画の案について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の案について
令和3（2021）年 1月15日～ 29日	▶パブリックコメントの実施
令和3（2021）年 2月12日	令和2（2020）年度 第4回 高浜市人にやさしい街づくり及び障害者施策審議会 ・パブリックコメントの結果について ・第5次高浜市障がい者福祉計画（最終案）について ・高浜市第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画（最終案）について

※地域自立支援協議会については、計画策定に関する会議のみを標記しました。

3 用語解説

[あ行]

ICT 情報通信技術 (Information and Communication Technology)。医療・介護関係機関の情報連携等に活用されている。

アウトリーチ支援 生活困窮者自立支援事業の一環として、不安定就労や長期失業で安定した仕事を希望している人やひきこもりの人等を対象に、アウトリーチ支援員が窓口での相談に加え、訪問による相談、同行相談を行っている。支援にあたっては、相談者に寄り添いながら伴走型の支援を行うとともに、相談者の状況と相談内容等から、適切な関係機関への支援につなげている。

アスペルガー症候群 社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害。各種の診断基準には明記されていないが、全IQが知的障がい域でないことが多く「知的障がいがない自閉症」として扱われることも多い。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

一般就労 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

医療的ケア児 医療的ケアとは自宅で家族等が日常的に行う医療的生活援助行為のことであり、医師や看護師などが行う医療行為と同じことを家族等が行う場合、

医療的ケアと呼んで区別している。医療的ケア児とは、心身の機能に障がいがあり、呼吸や栄養摂取、排泄等の際に、医療機器やケアを必要とする障がい児をいう。

インクルーシブ教育 障がいの有無による分離型学習を進める教育ではなく、相違が基準であると捉え、個々に持っている特別な教育的ニーズに対応し、統合型環境で進める教育。

インフォーマルサービス 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

NPO法人(特定非営利活動法人) 特定の非営利活動を行うことを目的として、特定非営利活動促進法の定めるところにより設立された法人。法人格を取得できる団体は、営利を目的としないものであること、特定非営利活動を行うことを主たる目的とすること等の要件を満たすことが必要である。

[か行]

学習障害〔LD〕 知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す発達障がいである。その原因として、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定され

るが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや環境的な要因が直接の原因となるものではない。

共同生活援助 ⇒ グループホーム

居住系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホームが該当する。

居宅介護（ホームヘルプ） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされている。

グループホーム（共同生活援助） 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

権利擁護 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

広汎性発達障害 社会性の獲得やコミュニケーション能力の獲得といった、人間の基本的な機能の発達遅滞を特徴とする発達障がいにおける一領域。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

合理的配慮 障害者の権利に関する条約の「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。

[さ行]

サポートブック 障がいのある児童について、本人の生育歴、相談・判定歴等の基礎的な情報や本人（家族）の希望等の支援の方向性の参考となる情報が記載されたもの。

支援費制度 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき平成15年度から身体障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18(2006)年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

児童福祉法 昭和22(1947)年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」と、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童

福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。

自閉症 社会性や他者とのコミュニケーション能力に困難が生じる発達障害の一種。

自閉症スペクトラム障害〔ASD〕 自閉症からアスペルガー症候群まで、広汎性発達障害を連続的にとらえた概念の名称。アスペルガー症候群は「知的障害がない自閉症」ともいわれており、自閉症との違いが必ずしも明確ではなかった。そのため1990年代に、広汎性発達障害全体を連続体(スペクトラム)としてとらえる同概念が提唱された。2013年にアメリカ精神医学会の診断基準DSMが改訂され、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。しかし、現時点では、統一的な定義がなく、国や、研究グループ、人によって異なった意味で使用されるため、文脈によってどのような意味で使われているか斟酌する必要がある。

重度訪問介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである。

就労移行支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指

圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされている。

就労継続支援 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。

就労継続支援（A型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

就労継続支援（B型） 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

就労定着支援 就労移行支援等を利用して一般就労へ移行した人を対象に、相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関との連絡調整等の支援を行うサービス。

障害者基本計画 障害者基本法に従い、政府が障がいのある人の福祉及び、障がいの予防に関するさまざまな施設を総合的に推進するための基本計画。この計画に準じて、都道府県及び市区町村などの地方公共団体でも、それぞれ都道府県障害者計画、市町村障害者計画を策定しなければならないとされている。

障害者基本法 昭和45(1970)年に制定された「心身障害者対策基本法」を平成5(1993)年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふ

さわしい処遇を保障される権利を有する、
②すべて障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障がいのある人の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

障害者計画 障害者基本法により、都道府県及び市町村が策定する障がいのある人のための施策に関する総合的な計画。障害者基本法による「障害者」とは、身体障がいのある人、知的障がいのある人及び精神障がいのある人をいう。計画の範囲は、障がいのある人についての雇用・教育・福祉・建設・交通など多岐にわたり、障がいのある人の年齢・障がいの種別・程度に応じたきめ細かい総合的な施策推進が図れるようにしている。なお、国が定めるものを障害者基本計画という。

障害者権利条約 ⇒ 障害者の権利に関する条約

障害者自立支援法 障がいのある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25(2013)年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。 ⇒ 障害者総合支援法

障害者総合支援法 障害者自立支援法は、平成25(2013)年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの

充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、都道府県及び市町村に障害福祉計画の策定を義務づけている。

障害者の権利に関する条約 障がいのある人に対する差別を撤廃し、社会参加を促すことを目的として、2006年12月、国連総会において全会一致で採択された条約。わが国は、2007年の同条約署名以降、条約の批准に向けた国内法の整備等を進め、2014年1月に同条約を批准し、同年2月から効力を発することとなった。

障害福祉計画 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」という）に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、等を定めることとされている。障害福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

障害福祉サービス 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労

定着支援、自立生活援助及び共同生活支援（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。

障害保健福祉圏域 広域的に障がい者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部東・西三河南部西・東三河北部・東三河南部の12圏域で、本市は、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の6市で構成する西三河南部西圏域に属している。

自立支援 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

自立生活援助 障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者、精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行う事業。

身体障害者手帳 身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、

直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障がい）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。手帳交付の手続きは、医師（都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の指定する医師）の診断書を添付して交付申請書を都道府県知事又は指定都市・中核市の市長に提出する。身体障害者手帳は18歳未満の身体障がいのある児童に対しても交付され、本人が15歳未満の場合は、本人に代わって保護者が申請し、手帳の交付も保護者に行われる。

生活介護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。

生活習慣病 食生活・運動・喫煙・飲酒（アルコール）・ストレス」などの日頃からの生活習慣が原因で発症、進行に関係する病気の総称で、以前は「成人病」と呼ばれていたが、生活習慣が大きく関わっている事が分かったため生活習慣病と呼ばれるようになった。

精神障害者保健福祉手帳 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた人に交付する手帳。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は、各種の保健・医療サービス等を受けることができる。

成年後見制度 判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに

本人のために法律行為をおこない、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

成年後見制度利用支援事業 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。

相談支援 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

[た行]

短期入所（ショートステイ） 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が短期間入所する障害福祉サービスをいう。

地域自立支援協議会 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果た

す定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

地域生活支援拠点 障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、障がいのある人の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、様々な支援を切れ目なく提供できる体制を構築するもの。
①相談支援、②体験の機会・場、③緊急時の受け入れ・対応、④専門性、⑤地域の体制づくりの5つの機能が求められる。

地域包括ケアシステム 高齢者や障がいのある人など何らかの支援を必要とする人が、身近な地域で生涯を安心して暮らしていけるよう、保健・医療・福祉・介護などの社会資源やマンパワー（人材活力）を広く活用し、支援を要する人を地域社会全体で支えるしくみ。

チャレンジ雇用 障がいのある人を、地方公共団体において、非常勤職員として雇用し、その業務経験を踏まえ、一般企業等への就職の実現を図るもの。

注意欠陥多動性障害〔ADHD〕 原因は不明だが、注意力・衝動性・多動性を自分でコントロールできない脳神経学的な疾患と言われる。発達障害者支援法により発達障がいとされている。

同行援護 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難がある視覚障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

特定疾患 難病のうち、症例数が少なく、原因が不明で治療法も確立しておらず、

かつ、生活面への長期にわたる支障がある特定の疾患をいい、特定疾患治療研究事業の対象疾患には公費負担医療が行われていたが、平成27(2015)年1月1日からは難病の患者に対する医療等に関する法律が適用されることとなった。

⇒ 難病

特別支援学校 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童を対象とする。平成18(2006)年度までは、養護学校という名称であった。

[な行]

内部障がい 身体障害者福祉法で規定する身体障がいの1つ。心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫又は肝臓の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受けると認められる障がいを同法の対象となる身体障がいとしている。一般的に内部障がいは外見的に異常のないことが多いため、手足の欠損等外見的に異常が認められる外部障がいに比較し、周囲の認識の低さから、障がいが過小評価されることが問題とされている。

難病 難病とは特定の疾患群を指す医学用語ではないが、昭和47(1972)年に厚生省の定めた「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少なくない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の

措置として、平成24(2012)年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲（難治性疾患克服研究事業（臨床調査研究分野）の対象疾患（130疾患）及び関節リウマチ）とされていたが、平成27(2015)年1月から151疾病に拡大された。令和元(2019)年7月現在、361疾病が障害者総合支援法における難病等の範囲となっている。

日中活動系サービス 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

農福連携 農業にとっては担い手や産業化に向けた労働力の確保を、障がいのある人にとっては就労先や工賃の確保を行い、互いにメリットを生み出すことを目的とした連携。具体的には、農家と就労系の障害福祉サービス事業所との農作業受委託のマッチング支援、特産品生産に係る支援など受注体制強化の取組等が考えられる。

[は行]

発達障がい いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあ

ることも珍しくない。個人差がとても大きいという点が、発達障がいの特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に分類される。

発達障害者支援法 自閉症、アスペルガー症候群（自閉症スペクトラム障害）その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥・多動性障害などの発達障がいを持つ者の援助等について定めた法律。

バリアフリー〔barrier free〕 住宅建築用語として、障がいのある人が社会生活をしていく上でバリア（障壁）となるものを除去するということをいい、具体的には段差等の物理的障壁の除去をいう。より広くは、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも用いられる。

ピアカウンセリング〔peer counseling〕 障がいのある人や高齢者が、自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の人の相談に応じ、問題の解決を図ること。ピア〔peer〕とは、同じ仲間、同じ背景を持つ人同士を意味する。アメリカの自立生活センターでとられている方式がわが国にも伝えられたものである。

P D C A サイクル 事業活動における管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（評価）→ Act（改善）の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。

避難行動要支援者 要配慮者のうち災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人。

福祉避難所 既存の建物を活用し、一般の

避難所では生活に支障を来す介護の必要な高齢者や障がいのある人などに対して、ケアが行われるほか、要援護者に配慮したポータブルトイレ、手すりや仮設スロープなど、バリアフリー化が図られた避難所をいう。

ふれジョブ 障がいのある子どもたちが仕事体験プログラムを通して、地域に住む人たちと互いのつながりを育み、温かな地域づくりを目指す活動。具体的には、地域の人がジョブサポーターとなり、学校から地域の企業に、障がいのある子どもと行き、就労体験等をする取組み。

ヘルプカード 外見からは分かりにくい障がいや疾患のある人や、コミュニケーションをとることが困難な人等が、周囲に自身の障がいや疾患への理解や必要な支援を求めることができるよう、障がい特性や希望する支援内容を記入し、財布や手帳等に入れたり、透明のケースに入れたり、携帯するもの。

ヘルプマーク 内部障がいや難病をはじめ、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない人が、周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、作成したマーク。

放課後等デイサービス 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

訪問系サービス 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

ボッチャ〔boccia〕 障がいのある人、と

りわけ脳性麻痺などにより、運動能力に障がいがある競技者向けに考案された障がい者スポーツである。パラリンピックの公式種目となっており、全世界で40か国以上に普及している。ボッチャとはイタリア語でボールのことである。

的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の援護が受けやすくなる。

[ま行]

民生児童委員 民生委員は、民生委員法に基づき各市町村に置かれる民間奉仕者。都道府県知事又は指定都市・中核市の市長の推薦により厚生労働大臣が委嘱する。民生委員の任期は3年である。市町村の区域内において、担当の区域又は事項を定めて、①住民の生活状態の把握を必要に応じ行うこと、②援助を要する人の相談に応じ、助言その他の援助をすること、③社会福祉事業施設と密接に連絡し、その事業又は活動を支援すること、④福祉事務所その他の関係行政機関の業務に協力すること、等を職務とする。民生委員は、児童福祉法による児童委員を兼務する。

[や行]

要配慮者 高齢者、障がいのある人、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人。

[ら行]

療育手帳 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。愛知県においては、A判定（重度）、B判定（中度）及びC判定（軽度）の3種類となっている。療育手帳を所持することにより、知

高浜市障がい者福祉計画（第5次）

発 行 令和3（2021）年3月

発行者 高浜市 福祉部 介護障がいグループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目 165 番地 いきいき広場内

TEL:0566-52-9871 FAX:0566-52-7918